射水市津波避難計画

（避難勧告等の判断･伝達マニュアル）

平成３０年６月

射　水　市

目　次

第１章　総則…… 1
　第１節　目的…… 1
　第２節　計画の想定…… 1
　第３節　計画の修正…… 2
　第４節　用語の定義…… 2

第２章　避難計画…… 3
　第１節　避難対象地区…… 3
　第２節　指定緊急避難場所、指定避難所…… 5
　第３節　避難路…… 8
　第４節　避難方法…… 8
　第５節　避難困難地区…… 9
　第６節　避難困難地区における避難方針…… 10

第３章　初動体制…… 11
　第１節　動員配備…… 11
　第２節　動員配備の伝達…… 12
　第３節　参集時の留意事項…… 12

第４章　津波情報等の収集・伝達…… 13
　第１節　津波に関する情報収集…… 13
　第２節　津波情報等の伝達…… 18

第５章　避難勧告、避難指示（緊急）の発令…… 19
　第１節　避難勧告等発令分類…… 19
　第２節　発令の判断基準…… 20
　第３節　解除基準…… 20
　第４節　避難勧告、避難指示（緊急）等の内容…… 20
　第５節　避難勧告、避難指示（緊急）等の伝達方法…… 21

第６章　災害時避難行動要支援者等の避難対策…… 23
　第１節　在宅の災害時避難行動要支援者対策…… 23
　第２節　要配慮者利用施設における対策…… 23
　第３節　外国人対策…… 23
　第４節　学校（園）における事前対策…… 23

第７章　津波に対する教育・啓発及び訓練の実施…… 24
　第１節　教育・啓発活動…… 24
　第２節　津波避難訓練…… 24

第８章　減災に関する施策…… 25

資料１　津波浸水想定…… 27
資料２　射水市津波ハザードマップ…… 32
資料３　避難対象地区における建物浸水開始想定時間及び避難所要時間…… 37
資料４　津波避難が可能な避難施設一覧…… 39

第１章　総則

第１節　目的

この計画は、地震の発生による津波災害から、住民の生命、安全を確保することを目的に、円滑な津波避難を行うため市の基本的な対応方針を定めるものとする。

第２節　計画の想定

平成 26 年８月に国土交通省等の「日本海における大規模地震に関する調査検討会」から、平成 27 年 10 月には東京大学地震研究所の「日本海地震・津波調査プロジェクト」から日本海域における新たな断層モデル等が公表された。

富山県では、新たな科学的知見の公表を受け、県防災会議地震対策部会で津波シミュレーション調査について審議した結果、津波防災地域づくりに関する法律に基づく津波浸水想定の設定に必要な調査の対象とする断層は、「日本海における大規模地震に関する調査検討会」が公表した糸魚川沖（F41）及び富山湾西側（F45）の断層並びに、平成 24 年 3 月に富山県が公表した「富山県津波シミュレーション調査」の対象断層のうち呉羽山断層帯となった。

これを受け、この計画における津波の想定は、平成 29 年３月に富山県から公表された津波防災地域づくりに関する法律に基づく津波浸水想定とした。

表 1-2-1　想定津波

対象断層		糸魚川沖 (F41)	富山湾西側 (F45)	呉羽山断層帯
想定地震規模		M7.6	M7.2	M7.4
すべり量		4.66m	2.77m	2.90m
長さ、幅		86km、23km	43km、18km	35km、22km
射水市での最高津波	水位(T.P.m)	3.5m	4.2m	4.1m
	到達時間(分)	64 分	7 分	17 分
海面変動影響開始時間(分)		11 分	3 分	1 分未満

※ この津波浸水想定は、現在の知見を基に津波の浸水予測を行ったものであり、想定よりも大きな津波が来襲し、津波の水位が大きくなる可能性があります。

※ 「津波水位」は、海岸線から沖合約30m地点における津波の水位を標高で表示しています。

※ それぞれの市町における最大津波水位の地点、海面変動影響開始時間が最も早くなる地点は別々に集計しており、2つの地点は異なる場合があります。

※ 気象庁が発表する「津波の高さ」は平常潮位（津波がなかった場合の同じ時間の潮位）からの高さですので、津波水位、津波高とは異なります。

※ 標高は東京湾平均海面からの高さ（単位:T.P＋m）として表示しています。

※ 時間については分単位で、分未満は切り捨てを行っています（例：5.5 分 → 5 分）。

※ 地形や構造物等の影響により、沿岸域の「浸水深」は上記の「最高津波水位」よりも小さくなっています。

第３節　計画の修正

この計画は、津波避難訓練で明らかになった課題や津波防災対策の実施、最新の科学的な知見を反映した国県等の諸計画の見直しなどを踏まえ、適宜検討を加え必要に応じて修正を行うこととする。

第４節　用語の定義

この計画で用いる用語の意味は次のとおりとする。

表 1-4-1　用語の定義

用　　語	定　　義
浸水想定範囲	県が実施したシミュレーション結果に基づき、津波が陸上に遡上した場合に浸水する陸域の範囲をいう。（地盤隆起・沈降に伴う浸水も津波とする）
避難対象地区	津波が発生した場合に避難が必要な地域として市が指定した地区をいう。安全性の確保、円滑な避難等を考慮して浸水想定範囲よりも広い範囲で指定する。
指定緊急避難場所	災害が発生し、または発生するおそれのある場合に、その危険から逃れるため緊急的・一時的に避難する場所であり、「洪水」「がけ崩れ、土石流及び地滑り」「地震」「津波」の災害ごとに市が指定した施設をいう。
指定避難所	被災した方が、災害の危険性がなくなるまで必要な間滞在、または災害により家に戻れなくなった被災者が一時的に滞在する市が指定した施設をいう。
避難目標地点	津波の危険から避難するために、避難対象地区の外へ避難する際に目標とする地点をいう。
避難可能距離	徒歩を前提として、避難開始から津波の到達が予想される時間（浸水開始予測時間）までに避難することが可能な距離をいう。
避難可能範囲	徒歩を前提として、避難開始から津波の到達が予想される時間（浸水開始予測時間）までに避難することが可能な範囲をいう。
避難困難地区	津波の到達（浸水開始予測時間）までに、避難対象地区の外に避難することが困難で、かつ指定緊急避難場所への避難が必要な地区をいう。

第２章　避難計画

第１節　避難対象地区

避難対象地区は、津波が発生した場合に被害が予測されるため避難が必要となる地区である。浸水想定範囲は、一つのシナリオに基づくシミュレーション結果であり、想定を超える津波が発生した場合は、浸水想定範囲よりも広い範囲で浸水する可能性がある。このため、避難対象地区は、以下の考え方に基づき、浸水想定範囲の外にバッファゾーン（浸水のおそれがある地域）を含め設定する。

避難対象地区を表 2-1-1、図 2-1-1 に示す。

【避難対象地区設定の考え方】

- ●避難対象地区は、想定を超える津波の発生に対応するため、浸水が想定される区域よりも広い範囲で設定する。
- ●避難活動では地域ぐるみの助け合いが重要であることから、避難対象地区は浸水が想定される地域が含まれる字単位で設定することを基本とする。
- ●ごく一部の地域で浸水が想定されている地域（字）については、浸水想定範囲の外に位置する基幹道路に囲まれる範囲を避難対象地区として設定する。
- ●河川周辺で田のみが浸水すると想定されている地域については、浸水想定範囲を避難対象地区として設定する。

表 2-1-1　避難対象地区（74 地区）

避難対象地区：74地区			
1　庄西町一丁目	20　作道の一部	39　堀江千石の一部	58　本江針山開
2　庄西町二丁目の一部	21　津幡江の一部	40　射水町一丁目の一部	59　本江後新
3　港町	22　奈呉の江の一部	41　海竜町の一部	60　本江西の一部
4　庄川本町の一部	23　片口の一部	42　海竜新町	61　本江東の一部
5　本町一丁目の一部	24　片口高場	43　海老江	62　本江北の一部
6　本町二丁目の一部	25　片口久々江の一部	44　海老江練合	63　足洗新町一丁目
7　本町三丁目の一部	26　新片町一丁目	45　海老江七軒の一部	64　かもめ台
8　放生津町	27　新片町二丁目	46　海老江浜開	65　七美の一部
9　中央町の一部	28　新片町三丁目	47　浜開新町	66　七美中野
10　立町	29　新片町四丁目	48　東明西町	67　七美一丁目
11　八幡町一丁目	30　新片町五丁目	49　東明中町	68　七美二丁目の一部
12　八幡町二丁目の一部	31　新堀の一部	50　東明東町	69　西高木の一部
13　八幡町三丁目	32　高場新町一丁目	51　東明七軒	70　加茂西部の一部
14　中新湊	33　高場新町二丁目	52　有磯一丁目の一部	71　山屋の一部
15　二の丸町	34　高場新町三丁目	53　本江の一部	72　白石の一部
16　越の潟町	35　高場新町四丁目	54　本江針山	73　摺出寺の一部
17　海王町の一部	36　堀岡	55　本江針山新	74　八講
18　川口の一部	37　堀岡新明神	56　本江中新	計74地区
19　宮袋の一部	38　堀岡明神新	57　本江三箇	

字全域避難対象地区　　字一部地域避難対象地区

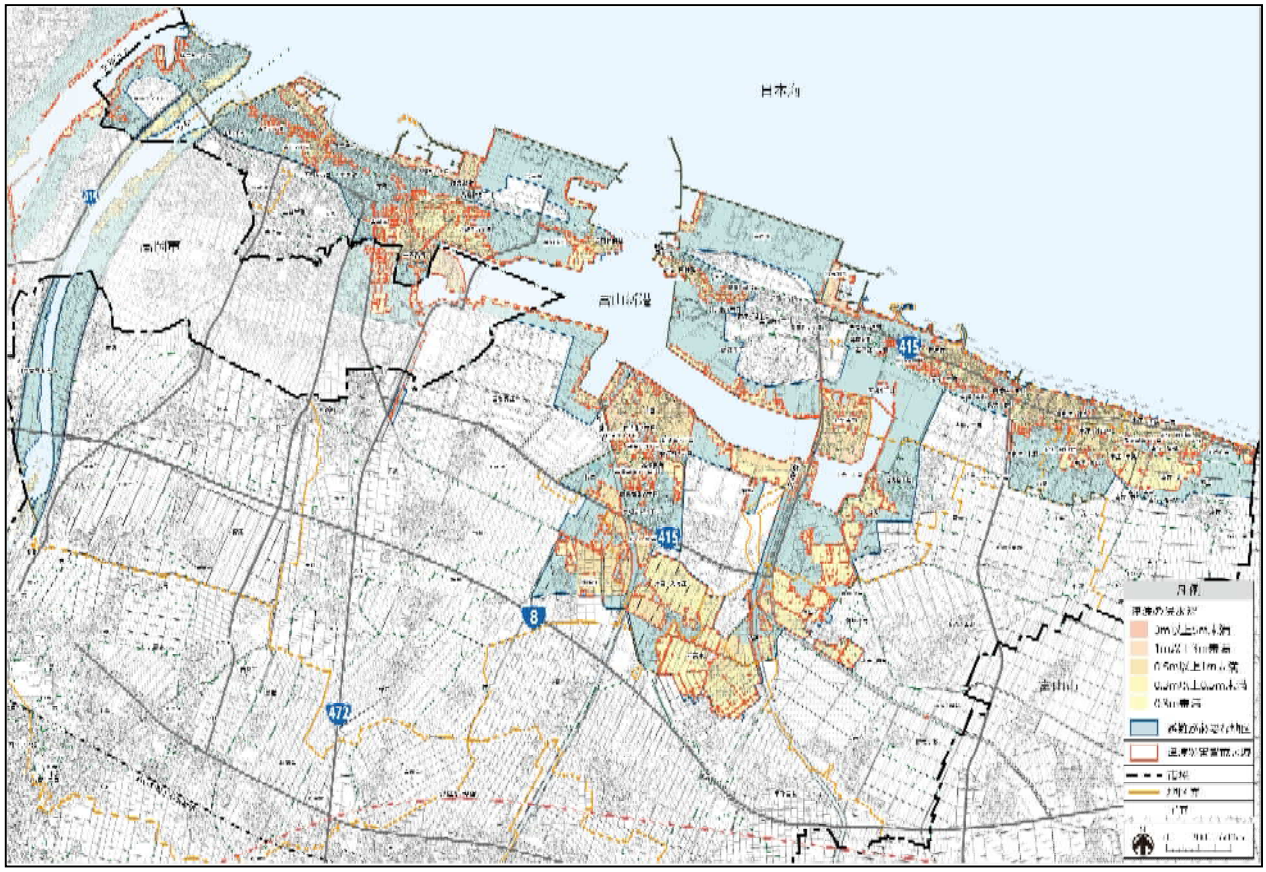

図 2-1-1　避難対象地区（74 地区）

第２節　指定緊急避難場所、指定避難所

市では、災害に備えて「指定緊急避難場所」と「指定避難所」を指定している。各避難対象地区にある指定緊急避難場所及び指定避難所を表 2-2-1（1）～（３）に示す。

なお、指定緊急避難場所は、「洪水」「がけ崩れ、土石流及び地滑り」「地震」「津波」の災害ごとに指定しており、下表には、このうち「津波」に該当するもののみを記載している。

津波が発生した際、市民等にあっては、原則として、まずは指定緊急避難場所に避難を図るものとする。

表 2-2-1（１）　避難対象地区に対する指定緊急避難場所、指定避難所

避難対象地区名	区分	津波避難所
庄西町一丁目、庄西町二丁目	指定緊急避難場所	庄西市営住宅１・２号棟(２階以上)、庄西コミュニティセンター(２階以上)、旧・中伏木小学校(２階以上)
	指定避難所	庄西コミュニティセンター、旧・中伏木小学校、新湊西部保育園
港町、庄川本町、本町一丁目、本町二丁目	指定緊急避難場所	港町市営住宅(２階以上)、庄川本町市営住宅４号棟(２階以上)、いきいき長寿館、新湊コミュニティセンター(２階以上)、富山県立新湊高等学校
	指定避難所	いきいき長寿館、新湊コミュニティセンター、富山県立新湊高等学校、旧・新湊保健センター、新湊保育園
本町三丁目	指定緊急避難場所	本町サポートセンター(２階以上)、新湊交流会館、高周波文化ホール（新湊中央文化会館）、第一イン新湊(２階以上)
	指定避難所	新湊交流会館、高周波文化ホール（新湊中央文化会館）、新湊中部保育園
放生津町（奈呉町自治会）、中央町	指定緊急避難場所	新湊小学校、ラ・メール放生津(２階以上)、リアン放生津(２階以上)
	指定避難所	新湊小学校

表 2-2-1（２）　避難対象地区に対する指定緊急避難場所、指定避難所

避難対象地区名	区分	津波避難所
放生津町（中町自治会）(山王町自治会)、立町、中新湊、二の丸町	指定緊急避難場所	姫野病院(２階以上)、川の駅新湊(２階以上)、放生津コミュニティセンター(２階以上)、立町特定公共賃貸住宅(２階以上)、放生津小学校(２階以上)、アパガーデンパレスなかしん A・C 棟(２階以上)
	指定避難所	放生津コミュニティセンター、放生津小学校、放生津保育園
八幡町一丁目、八幡町二丁目、八幡町三丁目、越の潟町、海王町	指定緊急避難場所	八幡町市営住宅 1 号棟(２階以上)、八幡町市営住宅 2・3・4 号棟(２階以上)、新湊中学校(２階以上)、海王町市営住宅 1･2 号棟(２階以上)、ケアハウス海王(２階以上)、海王町市営住宅 3 号棟(２階以上)
	指定避難所	新湊中学校、八幡保育園、新湊ふれあい会館
川口、宮袋	指定緊急避難場所	塚原小学校、塚原コミュニティセンター
	指定避難所	塚原小学校、塚原コミュニティセンター、塚原保育園、高岡地区陸運事業協同組合
作道、津幡江、奈呉の江	指定緊急避難場所	新湊南部中学校、新湊アイシン軽金属スポーツセンター（新湊総合体育館・新湊武道館)、作道コミュニティセンター、作道小学校、射水市役所布目分庁舎別館（2 階以上）
	指定避難所	新湊南部中学校、新湊アイシン軽金属スポーツセンター（新湊総合体育館・新湊武道館)、作道コミュニティセンター、作道小学校、射水市役所布目分庁舎別館、新湊農村環境改善センター、新湊作道保育園
片口、片口高場、片口久々江、新片町一丁目、新片町二丁目、新片町三丁目、新片町四丁目、新片町五丁目、新堀、高場新町一丁目、高場新町二丁目、高場新町三丁目、高場新町四丁目	指定緊急避難場所	片口小学校(２階以上)、片口コミュニティセンター(２階以上)、ビレッジハウス片口１号棟、２号棟(２階以上)
	指定避難所	片口小学校、片口コミュニティセンター、片口保育園

表 2-2-1（３）　避難対象地区に対する指定緊急避難場所、指定避難所

堀岡、堀岡新明神、堀岡明神新、堀江千石、射水町一丁目、海竜町、海竜新町	指定緊急避難場所	射北中学校、堀岡コミュニティセンター、堀岡小学校、海竜スポーツランド(２階以上)
	指定避難所	射北中学校、堀岡コミュニティセンター、堀岡小学校、海竜スポーツランド、堀岡保育園
海老江、海老江練合、海老江七軒、海老江浜開、浜開新町、東明西町、東明中町、東明東町、東明七軒、有礒一丁目	指定緊急避難場所	東明小学校(２階以上)、海老江コミュニティセンター(２階以上)、富山高等専門学校（射水キャンパス）(２階以上)
	指定避難所	東明小学校、海老江コミュニティセンター、富山高等専門学校（射水キャンパス)、海老江こども園、海老江児童センター
本江、本江針山、本江針山新、本江中新、本江三箇、本江針山開、本江後新、本江西、本江東、本江北、足洗新町一丁目、かもめ台	指定緊急避難場所	足洗老人福祉センター(２階以上)、本江市営住宅１・２号棟(２階以上)
	指定避難所	足洗老人福祉センター、本江体育館、本江コミュニティセンター、旧・本江幼稚園
七美、七美中野、七美一丁目、七美二丁目	指定緊急避難場所	ケアハウス万葉(２階以上)
	指定避難所	七美体育館、七美コミュニティセンター七美幼稚園
西高木	指定緊急避難場所	クリーンピア射水、 ミライクル館プラザ棟
	指定避難所	大江コミュニティセンター、大江保育園
加茂西部、山屋、白石、摺出寺、八講	指定緊急避難場所	下村小学校、下村体育館
	指定避難所	下村小学校、下村体育館、下村コミュニティセンター、下村保育園

第３節　避難路

自治会・町内会、自主防災組織は、あらかじめ定めてある指定緊急避難場所までの避難路を、以下の事項に基づき確認するものとする。

①建物等の倒壊や落下物等による危険が少ないこと。

②避難者数などを考慮して、幅員が広いこと。

③原則として、海岸及び河川沿いの道路は除くこと。

④電柱などの倒壊物、看板等の落下物による危険が少ないこと。

⑤避難路沿いには、火災・爆発等の危険の大きい工場等がないこと。

第４節　避難方法

避難方法は、徒歩を基本とする。

ただし、以下の場合においては車両の使用を認めるものとする。

①高齢者や障害者などが長い距離を避難する場合

②避難者が自力で避難できない場合及び遠隔地の避難所へ早急に避難させることが必要と認められる場合

なお、避難にあたっては、避難対象区域外のできるだけ内陸部又は高台へ迅速に避難する。時間的・地理的要因により、避難対象区域外に避難できない場合は、使用可能な指定緊急避難場所等を活用し、避難するものとする。

第５節　避難困難地区

避難困難地区は、地震発生から 2 分後に避難を開始し、歩行速度１m/秒で避難するものと仮定した場合に、津波の浸水開始時間までに避難対象地区の外（避難の必要がない安全な地域）に避難することが困難な地区を抽出したものである。本市では 33 地区が避難困難地区と想定される。

表 2-5-1　避難困難地区

避難困難地区：33地区					
1	庄西町一丁目	12	二の丸町	23	海老江練合
2	港町	13	片口	24	海老江七軒
3	本町一丁目	14	片口高場	25	本江
4	本町二丁目	15	新片町一丁目	26	本江三箇
5	本町三丁目	16	新片町二丁目	27	本江針山開
6	放生津町	17	新片町五丁目	28	足洗新町一丁目
7	中央町	18	堀岡	29	七美
8	立町	19	堀岡新明神（西側）	30	七美中野
9	八幡町一丁目	20	堀岡明神新	31	七美一丁目
10	八幡町三丁目	21	海竜新町	32	七美二丁目
11	中新湊	22	海老江	33	八講

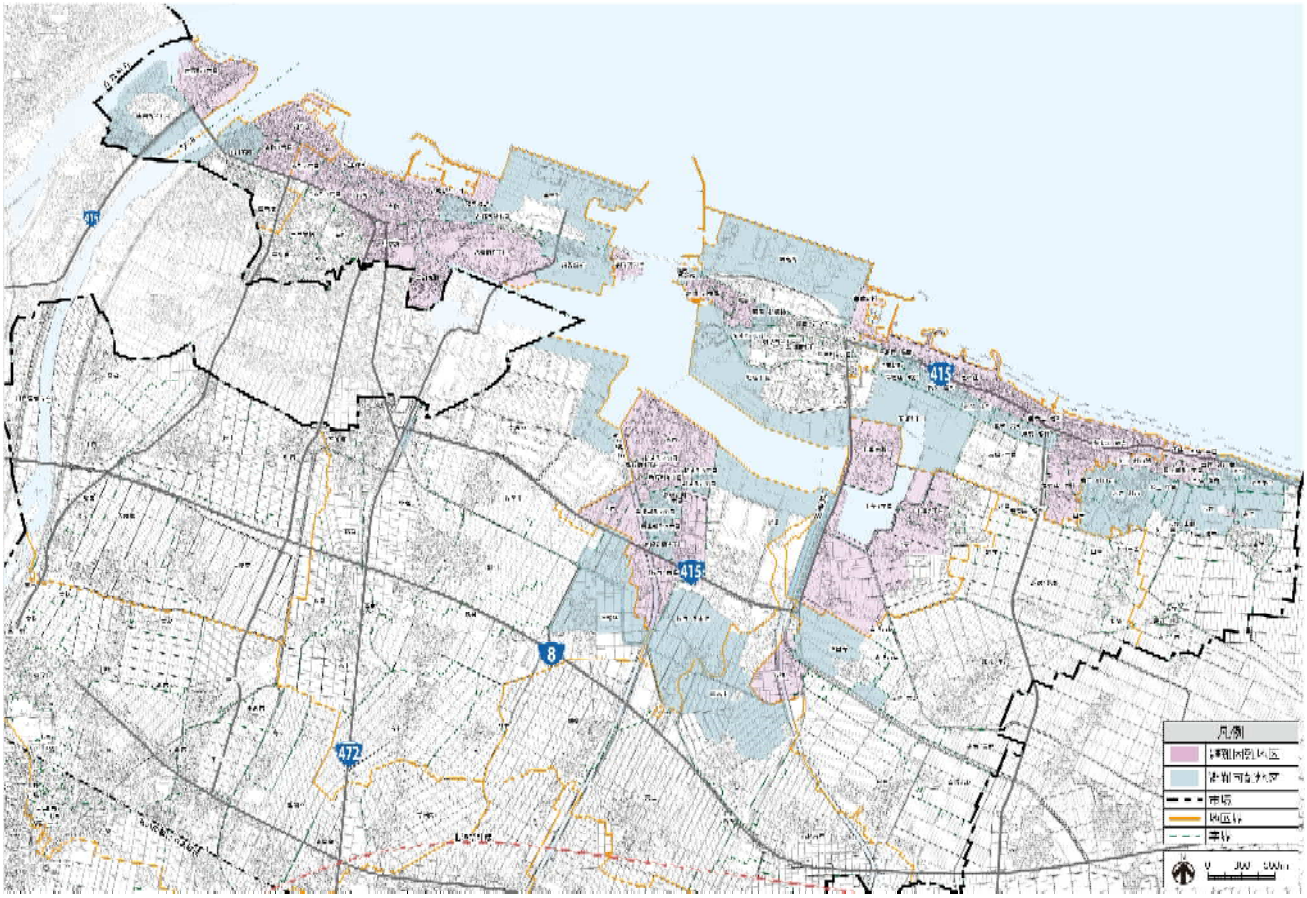

図 2-5-1　避難困難地区

第６節　避難困難地区における避難方針

■河川、港周辺に位置する内陸部の地区（21 地区）

本町一丁目、本町二丁目、本町三丁目、中央町、立町、八幡町三丁目、中新湊、二の丸町、片口、片口高場、新片町一丁目、新片町二丁目、新片町五丁目、堀岡、堀岡新明神（西側）、堀岡明神新、七美、七美中野、七美一丁目、七美二丁目、八講

□特徴

・断層の影響（水域隆起）により、浸水開始が非常に早いため、避難対象地区外への避難が困難な地区である。

・住居位置における浸水深は、最大で 1.0m 以上 3.0m 未満、大半の住居位置における浸水深は 1.0m 未満であることから、建物は全壊被害にまでは至らないと推定される。

□避難方針

・浸水開始が非常に早いため、あえて屋外へ避難するよりも建物の上層階への避難（垂直避難）を原則としつつ、地震発生直後に浸水がみられない場合は避難対象地区外へ避難する。

■富山湾に面した地区（９地区）

庄西町一丁目、海竜新町、海老江、海老江練合、海老江七軒、本江、本江三箇、本江針山開、足洗新町一丁目

□特徴

・浸水開始までに猶予時間はあるが、避難対象地区外までの距離が離れていることにより、避難対象地区外への避難が困難な地区である。

□避難方針

・速やかに海・川から離れることを原則としつつ、状況に応じて、指定緊急避難場所を活用した避難する。

・上層階への避難（垂直避難）を原則としつつ、地震発生直後に浸水がみられない場合は避難対象地区外への避難や最寄りの指定緊急避難場所へ避難する。

■富山湾と内川に挟まれた地区（３地区）

港町、放生津町、八幡町一丁目

□特徴

・断層の影響（水域隆起）により、港湾部や内川沿いでの浸水が早く、これが要因で避難対象地区外への避難が困難な地区である。

□避難方針

・速やかに海・川から離れることを原則としつつ、避難状況に応じて、避難対象地区内にある指定緊急避難場所を活用することによって避難する。

第３章　初動体制

第１節　動員配備

大規模な地震が発生し、津波による被害が拡大するおそれがあるときに、応急対策活動を迅速かつ的確に行うため、職員は、速やかに下記の配備基準により参集する。

■消防部及び上下水道部を除く市職員

配備体制	配備基準	配備内容
第１次非常配備	(1)震度４の地震が発生したとき。 (2)市長(本部長)が必要と認めたとき。	情報収集及び連絡活動を主とし状況により第２次非常配備へ円滑に移行し得る態勢を執るため、総務班長及び財務管理部長が災害に関係があると認め指令した班長がこれに当たる。【災害応急対策班】
第２次非常配備	(1)震度５弱又は震度５強の地震が発生したとき。 (2)津波警報が発表されたとき。 (3)市長(本部長)が必要と認めたとき。	事態の推移に伴い速やかに第３次非常配備に切り替え得る態勢で、各部長、班長、係長以上の職員及び所管部長が必要と認めた上記以外の職員がこれに当たる（職員総数の３分の１程度)。
第３次非常配備	(1)震度６弱以上の地震が発生したとき。 (2)大津波警報が発表されたとき。 (3)市長(本部長)が必要と認めたとき。	災害対策に万全を期するため各部各班全員が当たる。

■消防部及び上下水道部の市職員

配備体制	配備基準	配備内容
第１次非常配備	(1)震度４の地震が発生したとき。 (2)津波警報が発表されたとき。 (3)市長(本部長)が必要と認めたとき。	管理職全員及び職員の３分の１程度を各所属に配備し、応急対策活動に当たる。
第２次非常配備	(1)震度５弱以上の地震が発生したとき。 (2)大津波警報が発表されたとき。 (3)市長(本部長)が必要と認めたとき。	全職員をもって応急対策活動に当たる。

※市長は、被害の種類、規模によって、特に必要と認めるときは、上記(1)､(2)の基準とは異なる配備を指令することができる。

※各部局長は、被害の種類、規模、発生の時期によって、特に必要と認めるときは、独自の配備体制を発することができる。

第２節　動員配備の伝達

■勤務時間内

災害対策本部等の設置の通知と併せて、財務管理部総務班は庁内放送、防災行政無線等により庁内各部局に伝達する。

■勤務時間外

配備基準に該当する災害事象をもって伝達に替える（自動発令）。なお、職員は、市メール配信サービス、テレビ、ラジオにより震度情報、津波予報の把握に努める。

また、災害事象によって配備基準の判断が困難なときは、上位の配備基準により参集する。

第３節　参集時の留意事項

●自ら又は家族が被災した職員は、その旨を所属長へ連絡するとともに、家族の避難、病院への収容等必要な措置を執った後に登庁する。

●交通の混乱・途絶等により登庁できない職員は、その旨を所属長に連絡し、その後の指示を受ける。

●職員は、参集途上において可能な限り、市域の被害状況を把握し、所属長へ報告する。

●登庁職員は、その職務について権限を有する者が不在のときには、臨機の判断により迅速かつ的確な応急対策を実施する。このとき、当該職員は、事後、速やかに実施業務の内容について、権限を有する者に報告する。

第４章　津波情報等の収集・伝達

第１節　津波に関する情報収集

市は、市内において震度４以上の地震が発生、あるいは富山県沿岸に津波予報(警報、注意報)が発表されたときは、配備体制をとり、津波情報を収集する。

第１項　津波情報

地震発生後、津波による災害の発生が予想される場合、順次、津波警報・注意報、津波情報が発表される。

（１）津波警報・注意報

津波による災害の発生が予想される場合、地震が発生してから約３分を目標に大津波警報、津波警報又は津波注意報が発表される。

津波警報等の種類	発表基準	津波の高さ予想の区分	発表される津波の高さ		津波警報等を見聞きした場合にとるべき行動
			数値での発表	※定性的表現での発表	
大津波警報	予想される津波の高さが高いところで 3m を超える場合	10m＜高さ	10m 超	巨大	陸域に津波が及び浸水するおそれがあるため、沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに避難ビルなど堅牢な高い場所へ避難する。 警報が解除されるまで安全な場所から離れない。
		5m＜高さ≦10m	10m		
		3m＜高さ≦5m	5m		
津波警報	予想される津波の高さが高いところで 1m を超え、3m 以下の場合	1m＜高さ≦3m	3m	高い	
津波注意報	予想される津波の高さが高いところで 0.2m 以上、1m 以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合	0.2m≦高さ≦1m	1m	(表記なし)	海の中にいる人はただちに海から上がって、海岸から離れる。海水浴や磯釣りは危険なので行わない。 注意報が解除されるまで海に入ったり海岸に近付いたりしない。

（２）津波情報

津波警報・注意報を発表した場合、津波の到達予想時刻や予想される津波の高さなどが発表される。

区分	情報の種類	内容
津波情報	津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報	各津波予報区の津波の到達予想時刻や予想される津波の高さを５段階の数値（メートル単位）または２種類の定性的表現で発表
	各地の満潮時刻・津波の到達予想時刻に関する情報	主な地点の満潮時刻や津波の到達予想時刻を発表
	津波観測に関する情報	沿岸で観測した津波の時刻や高さを発表
	沖合の津波観測に関する情報	沖合で観測した津波の時刻や高さ、及び沖合の観測値から推定される沿岸での津波の到達時刻や高さを津波予報区単位で発表
	津波に関するその他の情報	津波に関するその他必要な事項を発表

（３）津波予報

地震発生後、津波による災害が起こるおそれがない場合に発表される。

区分	発表基準	内容
津波予報	津波が予想されないとき（地震情報に含めて発表）	津波の心配なしの旨を発表
	0.2m 未満の海面変動が予想されたとき（津波に関するその他の情報に含めて発表）	高いところでも 0.2m 未満の海面変動のため被害の心配はなく、特段の防災対応の必要がない旨を発表
	津波警報等の解除後も海面変動が継続するとき（津波に関するその他の情報に含めて発表）	津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海に入っての作業や釣り、海水浴などに際しては十分な留意が必要である旨を発表

（４）津波予報区

日本の沿岸は 66 の津波予報区に分けられており、富山県が属する津波予報区は以下のとおりである。

津波予報区	区域
富山県	富山県

（５）地震及び津波に関する情報の流れ

地震及び津波に関する情報の発表の流れを図 4-1-1 に示す。

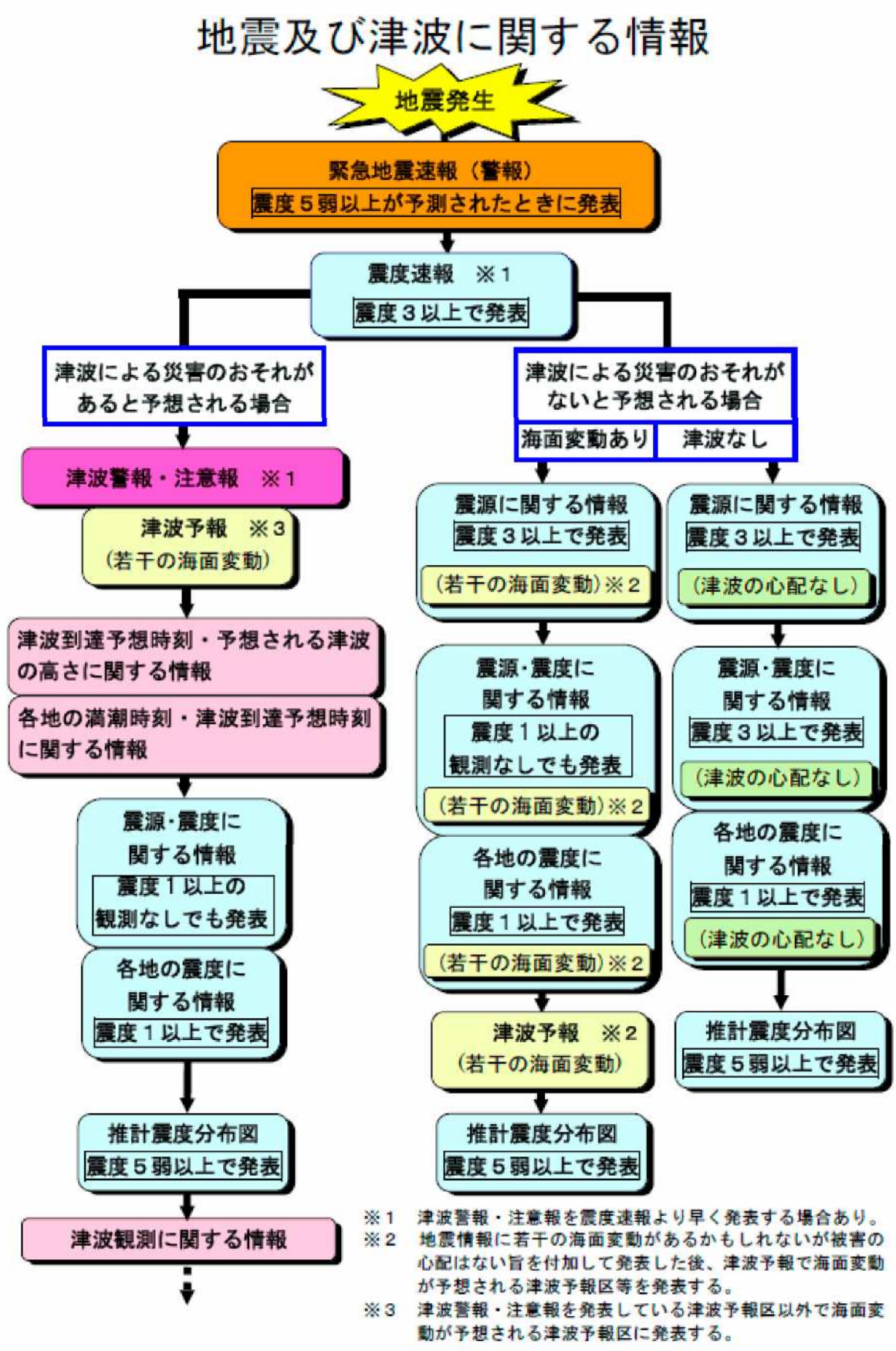

図 4-1-1　地震及び津波に関する情報の流れ

第２項　津波に関する情報の伝達系統

津波に関する情報の伝達系統は図 4-1-2 に示すとおりであり、気象庁が発表した津波予報、津波情報等は、下記の伝達系統図により、直ちに住民等に伝達する。

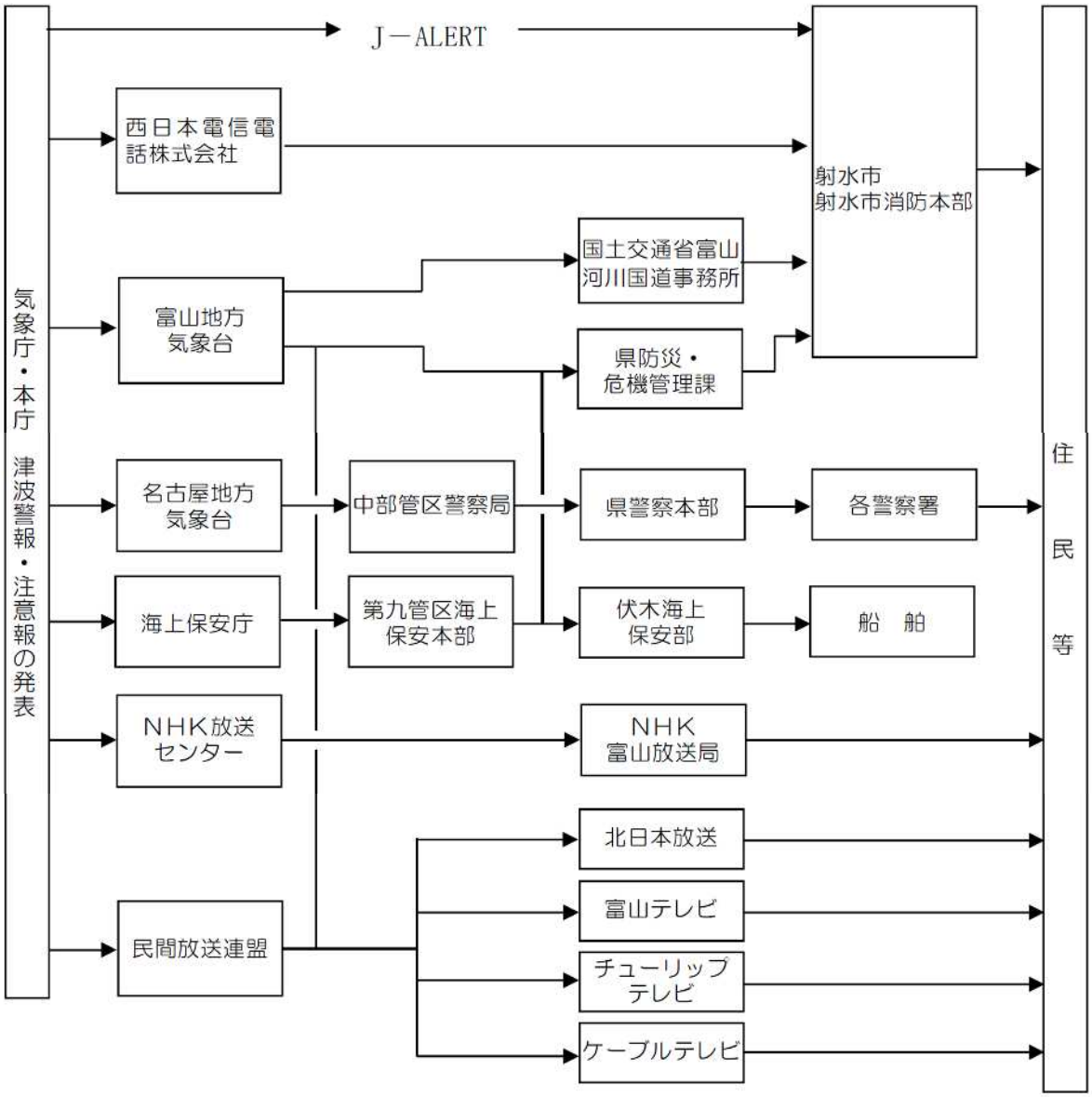

図 4-1-2　津波に関する情報の伝達系統

第３項　海面監視による情報収集

津波注意報又は津波警報が発表された場合、また、震度４程度以上の強い地震を感じたとき、又は弱い地震であっても、長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、堅牢な高い場所等津波の危険性のない場所において、商工港湾班及び消防部は直ちに海面の状態を監視する。

第４項　津波情報の入手先

津波に関する情報については、下記等により収集する。

名称	情報の内容	ホームページアドレス
気象庁ホームページ	天気予報、地震・津波・火山関連、注意報・警報、台風情報等	http://www.jma.go.jp/jma/menu/menuflash.html
射水市防災気象情報	富山県の気象情報、津波情報等	http://www.city.imizu.toyama.jp/weather/index.html
富山防災 WEB	富山県の気象情報、津波情報等	http://www.bousai.pref.toyama.jp/web/jsp/index.jsp
日本気象協会	津波情報等	http://tenki.jp/bousai/tsunami/
ウェザーニュース	津波情報等	http://weathernews.jp/tsunami/

第２節　津波情報等の伝達

津波予報区（富山県）に津波予報（警報、注意報）が発表された場合、また、海面監視で異常を覚知した場合、総務班、消防部、消防団及び沿岸部を所管する防災関係機関（伏木海上保安部等）の協力を得ながら、広報車、防災行政無線等を通じて住民等に対して安全な場所への避難を呼び掛ける。

さらに、多数の人出が予想される漁港、港湾、海水浴場、釣り場、海浜の景勝地などの行楽地でも、サイレン・スピーカーによりその場の公衆に周知するよう努める。

また、富山県防災情報システムを通じたＬアラートにより、報道機関（テレビ、ラジオ）に対して避難等に関する情報の提供を行うなど、住民への周知に努める。

伝達手段	実施担当	伝達対象	伝達内容
防災行政無線 J-ALERT 緊急速報・エリアメール 広報車	総務班	住民 海岸付近滞在者	津波予報（解除も含む） 津波情報 海面監視の状況
消防車 サイレン スピーカー	消防部 消防団 防災関係機関 （伏木海上保管部等）		

【防災行政無線放送文】

予報の種類	サイレン（２回連続）	内容
大津波警報	＝＝＝・・＝＝＝・・＝＝＝・・＝＝＝ ３秒　２秒　３秒　２秒　３秒　２秒　３秒	大津波警報。大津波警報。 ただちに海岸から遠く離れ、高い場所に避難してください。 こちらは、射水市です。 ＜２回繰り返す＞　チャイム　１回 【命令調で伝達する場合】 大津波警報。大津波警報。大至急、避難せよ。 ただちに海岸から遠く離れ、高い場所に避難せよ。 こちらは、射水市です。 ＜２回繰り返す＞　チャイム　１回
津波警報	＝＝＝・・＝＝＝・・＝＝＝・・＝＝＝ ５秒　６秒　５秒　６秒　５秒　６秒　５秒	津波警報。津波警報。高い津波がきます。 ただちに海岸から遠く離れ、高い場所に避難してください。こちらは、射水市です。 ＜２回繰り返す＞　チャイム　１回
津波注意報 （津波注意）	＝＝＝・・＝＝＝・・＝＝＝・・＝＝＝ 10秒　２秒　10秒　２秒　10秒　２秒　10秒	ただいま、津波注意報が発表されました。海岸付近の方は注意してください。すぐに、海岸から離れてください。こちらは射水市です。 ＜２回繰り返す＞　チャイム　１回
津波警報・ 注意報解除		チャイム　１回 こちらは、射水市です。 津波警報（注意報）は解除されました。 ＜２回繰り返す＞　チャイム　１回

第５章　避難勧告、避難指示（緊急）の発令

第１節　避難勧告等発令分類

射水市地域防災計画では、「関係機関から提供される情報、自ら収集する情報等を基に、避難勧告等発令の客観的な判断基準を整理し、避難すべき区域や判断基準を明確にし、避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急）の３段階で発令する。」と定めている。

【避難勧告等発令の３類型】

種別	発令時の状況	住民に求められる行動
避難準備・高齢者等避難開始	・災害時避難行動要支援者等、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が高まった状況	・災害時避難行動要支援者等、特に避難行動に時間を要する者は、計画された避難所への避難行動を開始（避難支援者は支援行動を開始） ・上記以外の者は、家族等との連絡、非常用持出品の用意等、避難準備を開始
避難勧告	・通常の避難行動ができる者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が明らかに高まった状況	・通常の避難行動ができる者は、計画された避難所等への避難行動を開始
避難指示（緊急）	・前兆現象の発生や現在の切迫した状況から、人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された状況 ・堤防の隣接地等、地域の特性等から、人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された状況 ・人的被害の発生した状況	・避難勧告等の発令後で避難中の住民は、確実な避難行動を直ちに完了 ・未だ避難していない対象住民は、直ちに避難行動に移るとともに、そのいとまがない場合は、生命を守る最低限の行動

※津波発生時は、自然現象のため不測の事態等も想定されることから、避難行動は、計画された避難所等に避難することが必ずしも適切でなく、事態の切迫した状況等に応じて、自宅や隣接建物の 2 階等に避難することもある。

第２節　発令の判断基準

本市における津波は、地震発生後数分で津波が来襲するため、津波の大きさや危険度を判断している余裕はほとんどないことが予想され、逃げ遅れは大きな犠牲を生じる結果となる。

このため、情報収集や総合的な判断に時間を費やすことがないよう、判断基準を明確にしておく必要があり、本市における判断基準は、以下の状況が認められる場合に総合的かつ迅速に判断し、発令する。

区分	津波警報発令時の状況	現地情報
避難勧告	・気象台やJ-ALERTから津波警報の通知を受けた場合 ・報道機関等から津波警報の発表を認知した場合	・強い揺れ（震度４以上）を感じた時、又は長い時間ゆっくりとした揺れを感じ避難が必要と認めるとき
避難指示（緊急）	・気象台やJ-ALERTから大津波警報の通知を受けた場合 ・報道機関等から大津波警報の発表を認知した場合	・強い揺れ（震度４以上）を感じた時、又は長い時間ゆっくりとした揺れを感じ避難が必要と認めるとき

第３節　解除基準

避難勧告・避難指示（緊急）の解除の基準は、以下の状況が認められる場合とする。

解除基準	・気象台から津波警報解除通知を受けた場合 ・報道機関の放送等により津波警報の解除を認知した場合

第４節　避難勧告、避難指示（緊急）等の内容

財務管理部総務班は、次の内容を明示して避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告又は避難指示（緊急）等を発令する。

●避難対象地区

●避難先

●避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告又は避難指示（緊急）等の理由

●避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告又は避難指示（緊急）等の発令者

●その他避難時の注意事項等

第５節　避難勧告、避難指示（緊急）等の伝達方法

第１項　伝達手段

避難対象地区の住民には、下記のチェックリストに基づき情報伝達を行う。

また、自治会・町内会や災害時要配慮者等に対しては個別にメールや電話等で伝達を行う。

【情報の伝達手段】

チェック	伝　達　手　段	担　当　班	留　意　事　項
□	防災行政無線（同報系） J-ALERT	広報班	
□	消防車、広報車による市内巡回放送	広報班 消防警防班	
□	消防団員による各戸伝達	消防団班	
□	ケーブルテレビ、コミュニティＦＭによる広報	広報班	
□	緊急速報・エリアメール、ホームページ、ソーシャルメディア等による広報	広報班	
□	自治会・町内会、自主防災組織等による各戸連絡	地域振興会･自主防災組織等	

【個別の伝達先】

伝　達　先	担　当　班	留　意　事　項
自治会、地域振興会、自主防災組織への連絡（メール・電話・ＦＡＸ）	広報班、総務班	
災害時避難行動要支援者への連絡（メール・電話・ＦＡＸ）	災害救助班	災害時避難行動要支援者支援計画に基づく
災害時要配慮者利用施設への連絡	災害救助班、総務班	施設への情報提供、福祉避難所としての受入れ要請など
避難所への連絡	避難所開設担当職員及び施設を所管する班	避難所の開設及び運営等

第２項　伝達の内容

避難勧告、指示等の伝達に当たっての内容は、以下の例文を参考とする。

伝達の種類	広　報　文　例（津波時）
避難勧告	こちらは、射水市です。ただ今____時____分に____地区に対して避難勧告を出しました。 ただちに海岸付近を離れ、内陸に向かって、付近の高台又は避難所へ避難して下さい。____時間後には____m の津波が来る恐れがあります。できるだけ近所の方にも声を掛けて避難してください。(適宜､繰り返し)
避難指示（緊急）（命令）	緊急避難命令、緊急避難命令、_____地区に避難命令。大至急、内陸に向かって、付近の高い建物へ避難せよ。(適宜、繰り返し)

第３項　防災関係機関への伝達

下記のチェックリストに基づき、関係機関への伝達を行う。

チェック	機　関　名	連　絡　先
□	射水市消防本部	0766-56-0119
□	国土交通省富山河川国道事務所	076-443-4701
□	〃　　高岡出張所	0766-22-1325
□	〃　　大門出張所	0766-52-1573
□	国土交通省伏木富山港湾事務所 新湊出張所	0766-84-4106
□	富山地方気象台	076-432-2311（技術課）
□	自衛隊	県経由 076-444-3187（県防災・危機管理課）
□	伏木海上保安部	0766-44-0196
□	富山県総合政策局防災･危機管理課 （国民保護･地域防災担当）	076-444-3187
□	高岡市危機管理室	0766-20-1229
□	富山県高岡土木センター	0766-26-8432
□	富山県富山新港管理局	0766-84-8292
□	富山県射水警察署	0766-83-0110
□	射水ケーブルネットワーク株式会社	0766-82-7320
□	株式会社エフエムいみず	0766-56-0793
□	北陸電力株式会社高岡支社	0766-22-2027
□	日本海ガス西部支社	0766-84-8118
□	NTT 西日本 富山支店	076-445-9000

第６章　災害時避難行動要支援者等の避難対策

第１節　在宅の災害時避難行動要支援者対策

（１）災害時避難行動要支援者の把握

市は、高齢者、障害者、乳幼児等の要配慮者のうち、災害時の避難に支援が必要ないわゆる災害時避難行動要支援者が円滑に避難できるよう、防災関係部局、福祉関係部局、自治会･町内会、自主防災組織、民生委員･児童委員等の福祉関係者と連携し、個人情報の保護に配慮しながら、災害時避難行動要支援者に関する情報（住居、情報伝達体制、必要な支援内容等）の現状把握に努める。

（２）情報伝達

津波予報、避難勧告等の住民等への伝達手段は、防災行政無線(同報系)等の音声伝達が主体となっていることから、情報の伝わりにくい災害時避難行動要支援者に対しては､地域が主体となり､きめ細かな情報伝達体制の確立を図る。

（３）自主防災組織の強化

災害発生後、直ちに在宅の災害時避難行動要支援者の安全確保や避難行動を援助できるのは、家族及びその近隣の住民であるため、民生委員・児童委員、高齢者福祉推進員､身体障害者相談員等の福祉関係者等と連携を図り､自治会・町内会等を単位とする身近な地域において、迅速に安否確認、避難誘導及び救助活動を行うことができる体制を整備する。

（４）啓発

災害時避難行動要支援者やその家族に対し、防災訓練に参加するよう呼び掛けるなど、津波に関する基礎的な知識や災害発生時にとるべき行動等について啓発する。

第２節　要配慮者利用施設における対策

市は、社会福祉施設や学校、病院等の要配慮者が利用する施設の管理者に対し、施設利用者の安全を確保するための避難確保計画策定等の体制整備や施設整備について推進する。

第３節　外国人対策

市は、射水市民国際交流協会及び公益財団法人とやま国際センター等関係機関と協力し、言語、生活習慣、防災意識の異なる外国人が孤立せず、迅速かつ的確な対応ができるよう、外国人に対し、津波予防対策の周知に努める。

第４節　学校（園）における事前対策

市は、各施設の責任者に対し、防災に関する安全計画を立案し、状況に応じて適切に行動できるよう指導する｡学校等は､計画に基づいて訓練を実施する。

第７章　津波に対する教育・啓発及び訓練の実施

第１節　教育・啓発活動

津波から命を守る最も重要な対策は、津波から逃げることである。このため、津波発生時に円滑な避難が行われるよう、住民に対して津波の基礎知識や津波に関する心得の普及啓発を図る。

（１）ホームページ等による啓発

津波避難意識を高めるため、作成した津波ハザードマップの配布、市の広報やホームページなど様々な機会を設け、津波の特性、避難時の心得、避難方法などについて啓発を行う。

（２）子どもへの防災教育

子どもへの防災教育を継続的に実施することは、防災意識が高まり、災害に対して主体的に行動できる能力を育成することとなる。このことより、中長期的には防災の文化を構築する取組となることから小学校・中学校において体験学習等を実施し、津波に関する知識の習得・向上を図る。

（３）防災リーダーの育成

防災教育や防災訓練の取組を各地域に応じた内容へと発展させ、継続した取組とするためには、防災教育を担う人材が重要となる。このため、消防団員、自主防災組織、事業所の防災担当者等の中から防災士を養成するなど、津波対策をはじめとする防災リーダーとなる人材の育成に努めるとともに、防災リーダーを中心とした自主防災組織の育成強化を図る。

（４）ワークショップの開催

地区ごとの状況に応じた津波避難計画を策定するために、地区住民等の参画を得て、まちまわり等により避難先や危険箇所等の確認を行う。

第２節　津波避難訓練

自主防災組織及び住民と関係機関の協調体制を強化し、津波災害に対して円滑な避難体制を確立するため、大規模な地震を想定した実践的な津波避難訓練や情報伝達訓練を定期的に実施するよう努める。

また、訓練参加者には、津波に関する啓発を行い、併せて訓練終了後には検討会を開催して、訓練内容、方法、問題点等の検証に努めるとともに、新たに見出された課題を次回の訓練に反映させ、避難体制の強化に努める。

第８章　減災に関する施策

津波による被害を最小限に抑えるため、海岸保全施設、港湾施設及び漁港施設、河川管理施設等、ハード面の計画的な整備を国、県等の管理者に積極的に働き掛けるとともに、市民が安全に、確実に避難できるようソフト面に関する対策を積極的に実施する。

（１）津波避難に関する初動対応の確立

地震発災後、津波に関する情報の提供は、最短でも３分程度を要し、本市では、地理的関係により、１分以内に浸水が始まることが想定されていることから、避難の初動対応が重要である。

小・中学校における防災教育、消防団員及び自主防災組織、防災士等の防災リーダーの育成、出前講座等による地区ごとの津波避難計画の策定等を市民との協働で実施し、地区の実情に沿った初動対応の確立に努めるとともに、市民自らが自主的に行動できるよう努める。

（２）建物の耐震化の促進

県、市及び関係団体が連携し、一般住宅耐震診断の実施及び耐震化に関する施策を実施するとともに、耐震化の普及啓発を図る。

（３）海岸保全施設等の整備

港湾及び漁港施設は地震により直接的な被害を受けるほか、津波により被害が拡大する可能性があり、海岸保全事業等の推進は防災上重要な課題である。

また、本市は、本市に最大の被害をもたらすことが予想される呉羽山断層帯に近接し､かつ､国際拠点港湾伏木富山港の中核を担う富山新港が位置する等、特殊な要件を抱えている。

このことから、これらの特殊要件を包含し、減災に努めるためには、海岸・港湾・漁港・河川施設等の整備（堤防護岸・防波堤の新設、かさ上げ、補強等）の促進について施設管理者に対して強く要望する。

（４）防災行政無線等による情報伝達力の強化

東日本大震災では、地震の揺れに伴う広域的な停電や通信網の途絶等により、防災行政無線から避難情報を入手した人の割合が高かったことが分かっており、情報伝達手段の一つとして防災行政無線が担う役割は大変大きい。

また、消防庁が整備推進しているＪアラートとも連携するシステムを構築しており、迅速かつ確実な情報伝達ができるよう、日頃からの適切な運用・維持管理に努める。

（５）多様な情報伝達手段の整備

防災行政無線は必ずしも全ての市民に情報を伝えることはできないことから、市民自らが多種多様な情報媒体を活用することで、情報が入手できる環境整備に努める。（テレビ、ラジオ、ホームページ、ツイッター、一斉同報メール、緊急速報・エリアメール等）

（６）津波避難が可能な指定緊急避難場所の確保

避難困難地区に限らず避難対象地区においては、国・地方公共団体の庁舎、民間施設等を津波避難が可能な指定緊急避難場所として指定し、緊急的な避難場所の確保に努める。

また、津波発生時に浸水する可能性のあるコミュニティセンター等については、上層階へ速やかに避難できるよう屋外避難階段の設置や屋上が緊急的な避難場所となるように安全手すりの設置等の整備を推進する。

（７）誘導避難標識、標高表示看板の設置

市では、津波防災意識の向上と津波発生時の速やかな避難行動を目的として、海抜表示や津波注意喚起看板を設置している。

今後は、設置した看板等が経年劣化等により表示が見えにくくならないよう、維持管理・補修に努める。

資料１　津波浸水想定

富山県津波シミュレーションについて

【対象地震】

平成 26 年８月に国土交通省等の「日本海における大規模地震に関する調査検討会」から、また、平成 27 年 10 月には東京大学地震研究所の「日本海地震・津波調査プロジェクト」から、日本海域における新たな断層モデル等が公表された。

富山県では、新たな科学的知見の公表を受け、県防災会議地震対策部会で津波シミュレーション調査について審議した結果、津波防災地域づくりに関する法律に基づく津波浸水想定の設定に必要な調査の対象とする断層は、「日本海における大規模地震に関する調査検討会」が公表した糸魚川沖（F41）及び富山湾西側（F45）の断層並びに平成 24 年３月に富山県が公表した「富山県津波シミュレーション調査」の対象断層のうち、呉羽山断層帯となった。

これを受け、本計画で対象とする津波浸水想定は、平成 29 年５月に富山県から公表された津波防災地域づくりに関する法律に基づく津波浸水想定とした。

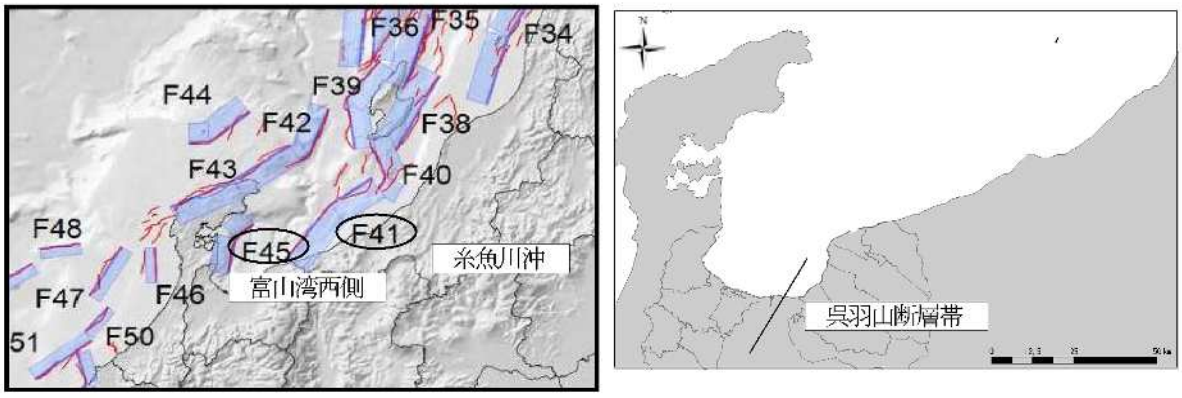

資料：「津波シミュレーション調査の結果の概要について」富山県　防災・危機管理課

図　断層位置

呉羽山断層帯における地震は、以下に示す条件で検討されている。

項　目	条　件
地震規模	マグニチュード 7.4
すべり量	2.9m 断層調査により、すべり量※の実測値が確認されている ※すべり量：地震により断層面が滑り動いた距離
長さ、幅	長さ：35km、幅：22km

【津波防災地域づくりに関する法律に基づく津波浸水想定の前提条件】

<table>
<tr><th>項目</th><th>前提条件</th></tr>
<tr><td>対象断層</td><td>
<table>
<tr><th rowspan="2">対象断層</th><th rowspan="2">想定
地震規模</th><th colspan="2">地震により隆起する地盤</th></tr>
<tr><th>想定平均すべり量</th><th>想定長さ、幅</th></tr>
<tr><td>糸魚川沖（Ｆ４１）
※3つの断層の連動を想定</td><td>M7.6</td><td>4.66m
（最大クラス推定式）</td><td>長さ　86 km
幅　23 km</td></tr>
<tr><td>富山湾西側（Ｆ４５）
※2つの断層の連動を想定</td><td>M7.2</td><td>2.77m
（最大クラス推定式）</td><td>長さ　43 km
幅　18 km</td></tr>
<tr><td>呉羽山断層帯</td><td>M7.4</td><td>2.90m
（実測値）</td><td>長さ　35 km
幅　22 km</td></tr>
<tr><td>（参考）ＴＢ１、２の連動
※ＴＢ１＆２（連動）</td><td>M7.3</td><td>3.03m
（最大クラス推定式）</td><td>長さ　54 km
幅　17 km</td></tr>
</table>
※参考として設定した「日本海地震・津波調査プロジェクト」の断層（上記以外の断層モデルは記載を省略）
</td></tr>
<tr><td>断層の「すべり量」の設定
※すべり量
地震により断層面が滑り動いた距離</td><td>・断層調査により、すべり量の実測値が確認されている場合
→　当該「実測値」【呉羽山断層帯】

・断層調査が未実施で、すべり量の実測値が確認されていない場合
→「最大クラスの津波を推定する式による値」【呉羽山断層帯以外のすべて】
※日本海における大規模地震に関する調査検討会で採用</td></tr>
<tr><td>大すべり域の設定</td><td>・断層（セグメント）ごとに３ケース（右側・中央・左側）設定
・断層面積の20%程度、すべり量は平均すべり量の２倍に設定</td></tr>
<tr><td>浸水想定図のメッシュサイズ</td><td>・10mメッシュ（市町村がハザードマップを作成できるよう配慮）</td></tr>
<tr><td>各種構造物の条件設定</td><td>・地震や津波により、構造物が沈下・破壊されることを前提
①盛土構造物（堤防等）
→　地震と同時に75%沈下、越流と同時に100%沈下
②コンクリート構造物（パラペット等）
→　地震と同時に破壊</td></tr>
<tr><td>地震による地殻変動</td><td>・陸域　→　隆起を考慮せず、沈降のみを考慮
・海域　→　隆起・沈降を考慮</td></tr>
<tr><td>河川内の遡上</td><td>・平水流量において津波が遡上</td></tr>
<tr><td>人的・建物被害の予測手法</td><td>・国の最新の知見に基づく予測手法（H24.8及びH28.1中央防災会議）</td></tr>
</table>

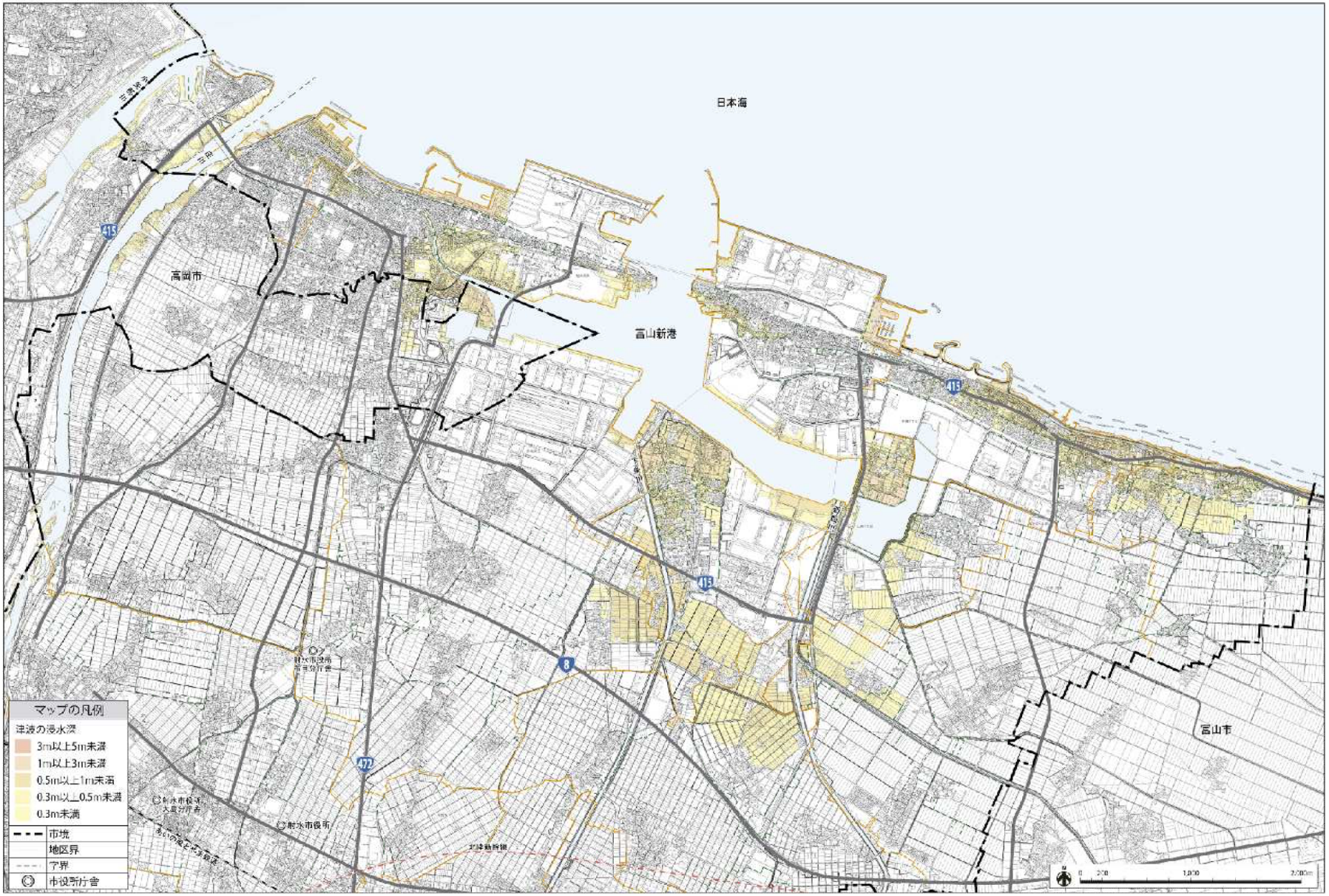
日本海
高岡市
富山新港
富山市
415
8
472
マップの凡例
津波の浸水深
3m以上5m未満
1m以上3m未満
0.5m以上1m未満
0.3m以上0.5m未満
0.3m未満
市境
地区界
字界
市役所庁舎

津波浸水想定図

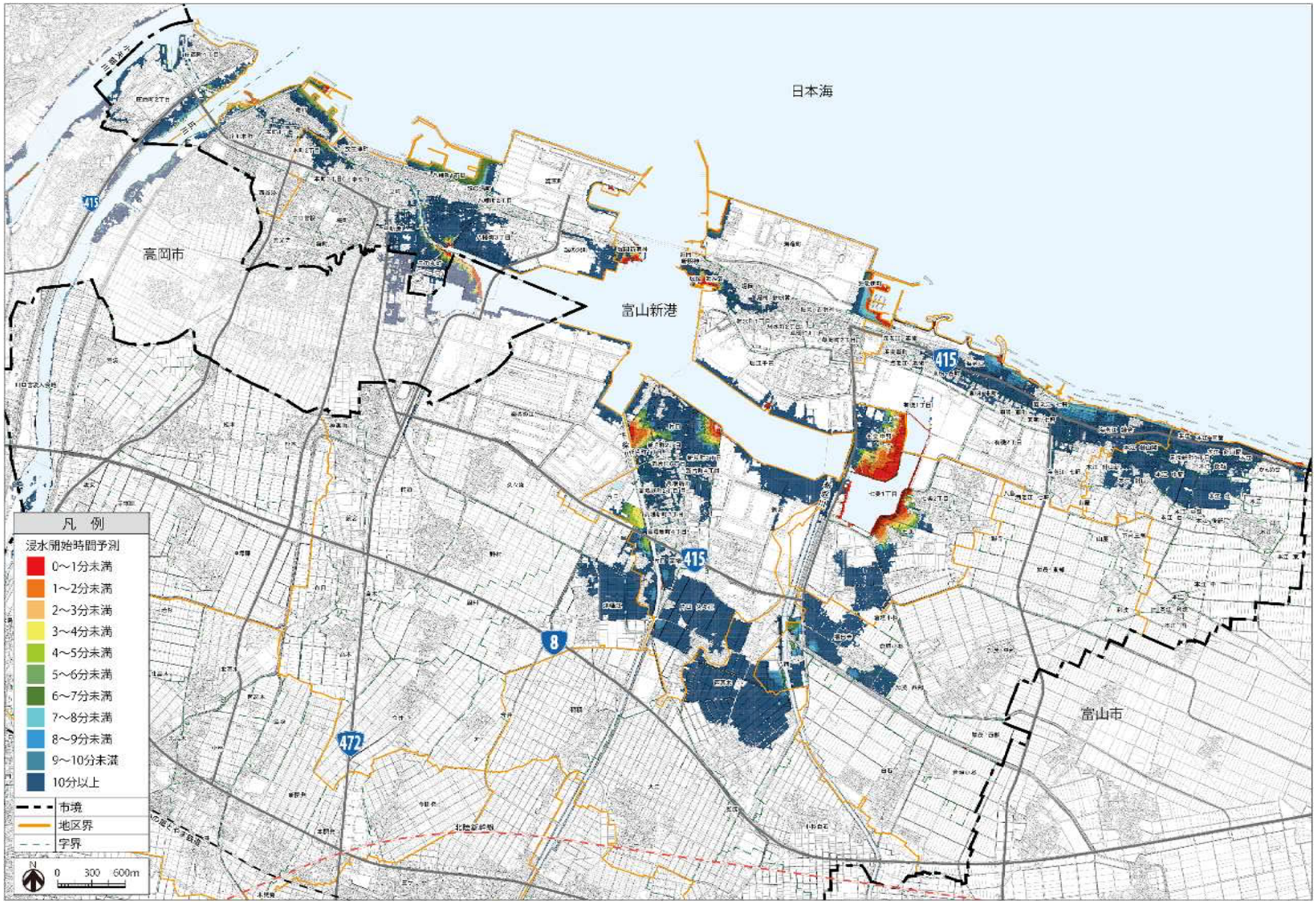

津波到達予想時間（1cm）

資料２　射水市津波ハザードマップ

射水市津波ハザードマップ（全体図）

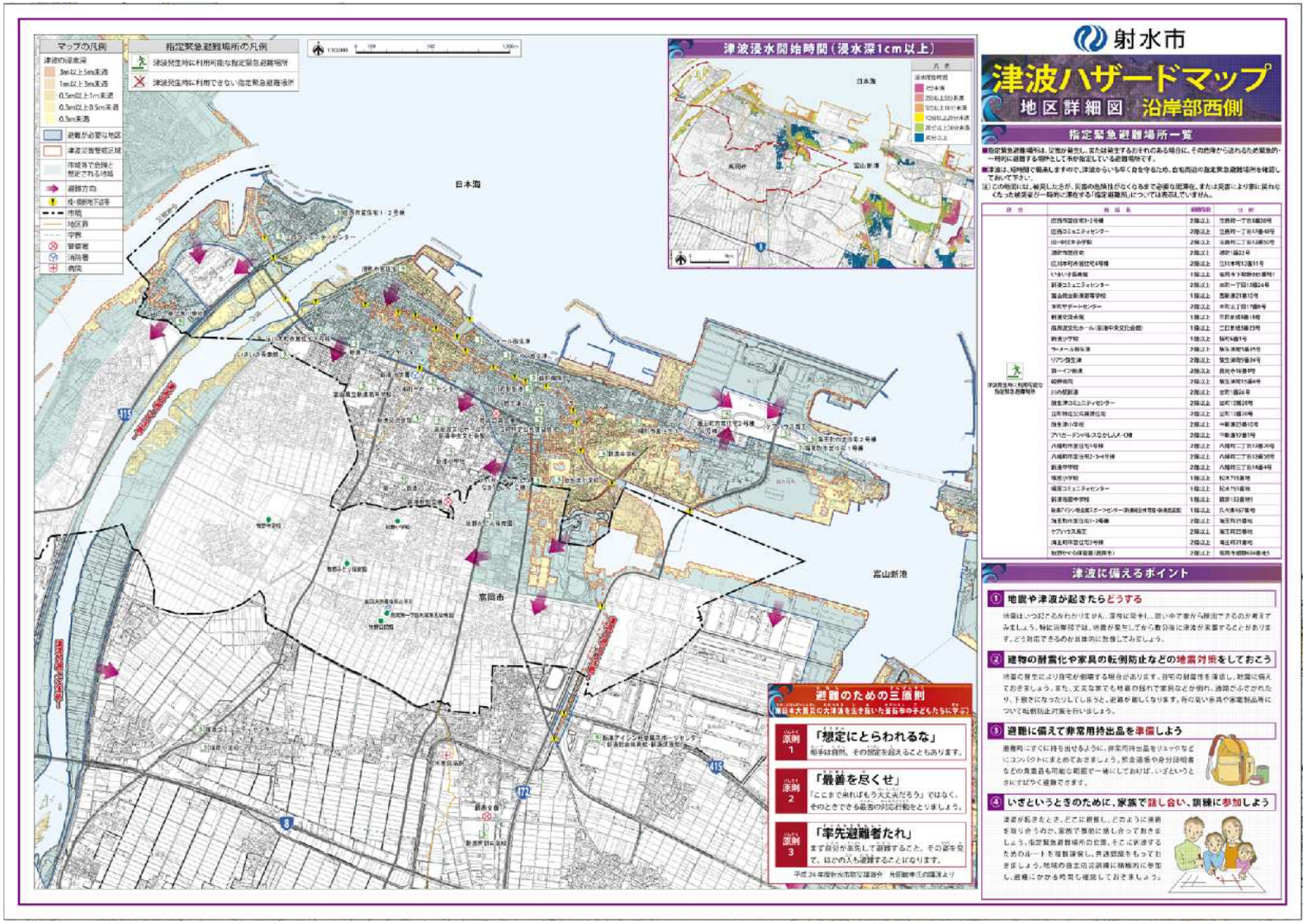

射水市津波ハザードマップ（地区詳細図[沿岸部西側]）

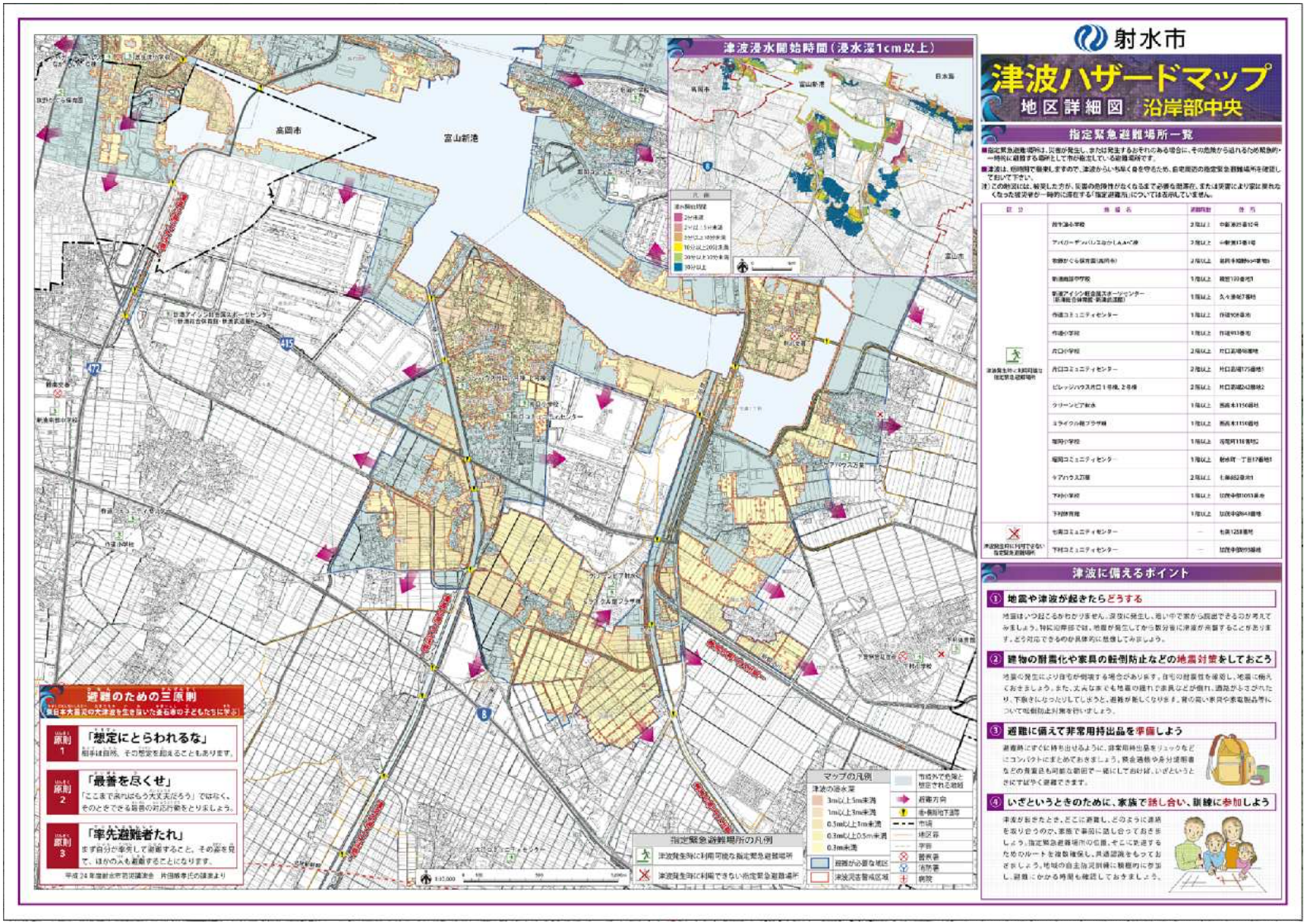

射水市津波ハザードマップ（地区詳細図[沿岸部中央]）

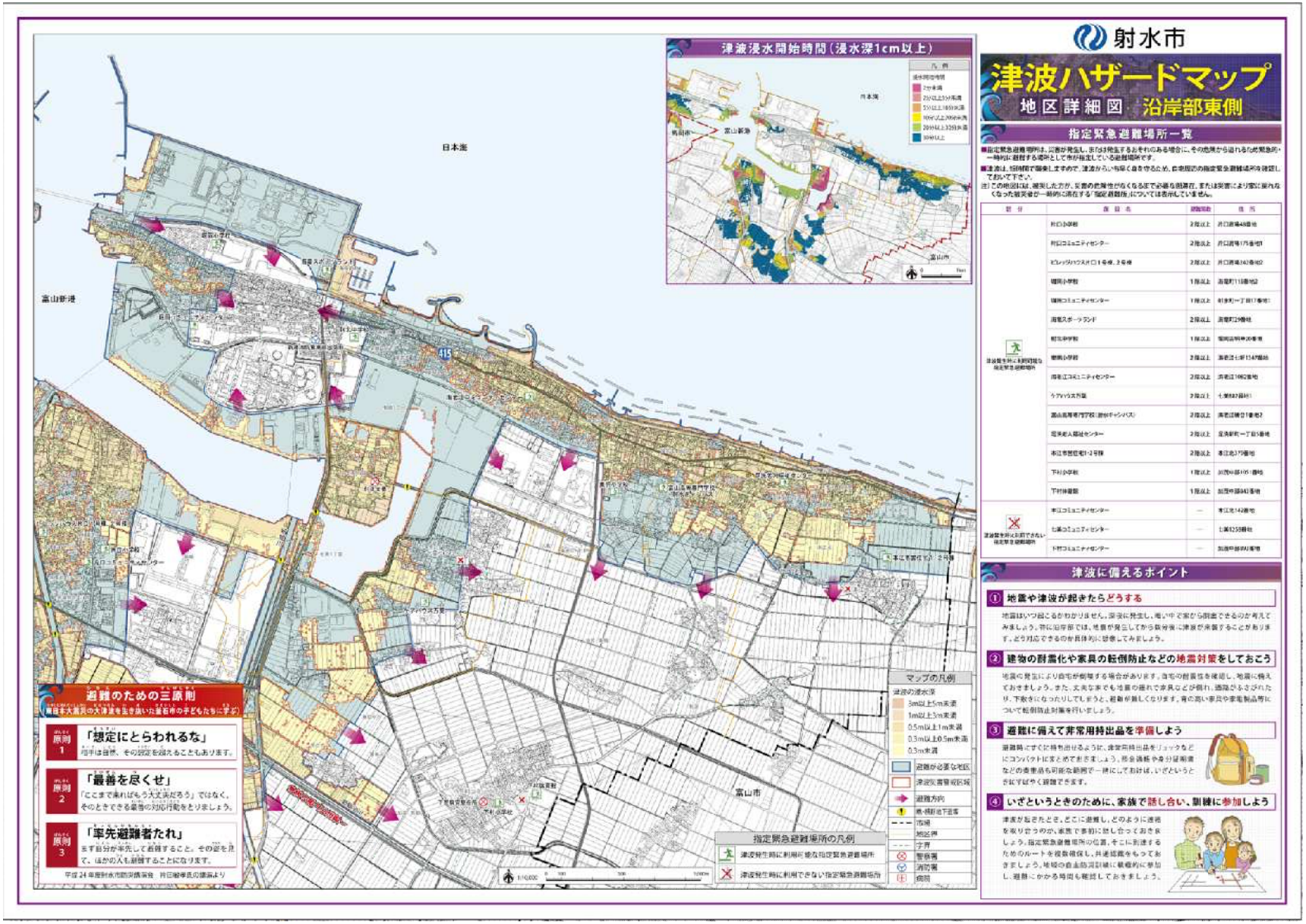

射水市津波ハザードマップ（地区詳細図[沿岸部東側]）

資料 3　避難対象地区における
建物浸水開始想定時間及び避難所要時間

表１　避難対象地区における建物浸水開始想定時間及び避難所要時間

	避難対象地区名	建物の浸水開始予想時間(分)	避難所要時間（分）
1	庄西町一丁目	16	20
2	庄西町二丁目	18	12
3	港町	5	18
4	庄川本町	17	11
5	本町一丁目	8	10
6	本町二丁目	1	10
7	本町三丁目	0	8
8	放生津町	5	15
9	中央町	5	10
10	立町	5	14
11	八幡町一丁目	5	19
12	八幡町二丁目	158	15
13	八幡町三丁目	0	18
14	中新湊	7	14
15	二の丸町	1	21
16	越の潟町	23	11
17	海王町	16	13
18	作道	14	13
19	津幡江	17	15
20	奈呉の江	25	8
21	片口	0	24
22	片口高場	9	19
23	片口久々江	28	23
24	新片町一丁目	5	21
25	新片町二丁目	5	18
26	新片町三丁目	25	10
27	新片町四丁目	31	8
28	新片町五丁目	11	18
29	新堀	22	9
30	高場新町一丁目	38	13
31	高場新町二丁目	26	19
32	高場新町三丁目	91	16
33	高場新町四丁目	339	15
34	堀岡	9	11
35	堀岡新明神（東側）	21	9
	堀岡新明神（西側）	0	15

	避難対象地区名	建物の浸水開始予想時間(分)	避難所要時間（分）
36	堀岡明神新	0	9
37	堀江千石	21	18
38	射水町一丁目	150	7
39	海竜町	19	14
40	海竜新町	0	13
41	海老江	7	17
42	海老江練合	7	24
43	海老江七軒	7	11
44	海老江浜開	18	12
45	浜開新町	214	13
46	東明西町	61	16
47	東明中町	55	8
48	東明東町	54	11
49	東明七軒	55	10
50	有磯一丁目	20	10
51	本江	17	19
52	本江針山	64	18
53	本江針山新	71	19
54	本江中新	151	7
55	本江三箇	17	19
56	本江針山開	17	20
57	本江後新	21	15
58	本江西	116	7
59	本江北	200	6
60	足洗新町一丁目	17	19
61	かもめ台	22	15
62	七美	0	21
63	七美中野	0	21
64	七美一丁目	0	23
65	七美二丁目	0	13
66	西高木	91	10
67	白石	30	11
68	摺出寺	176	4
69	八講	8	20

資料４　津波避難が可能な避難施設一覧

表 1(1)　指定緊急避難場所

№	施設名	住所	対象とする異常な現象				収容可能人数※6
			洪水	崖崩れ、土石流及び地滑り	地震	津波	
	※1		※2	※3	※4	※5	
1	庄川本町市営住宅4号棟（2階以上）	射水市庄川本町13番11号				○	52人
2	庄西市営住宅1・2号棟（2階以上）	射水市庄西町一丁目3番20号				○	166人
3	本江市営住宅1・2号棟（2階以上）	射水市本江北379番地				○	390人
4	海王町市営住宅1・2号棟（2階以上）	射水市海王町25番地				○	526人
5	海王町市営住宅3号棟（2階以上）	射水市海王町21番地				○	336人
6	立町特定公共賃貸住宅（2階以上）	射水市立町10番20号				○	224人
7	港町市営住宅（2階以上）	射水市港町1番22号				○	255人
8	八幡町市営住宅1号棟（2階以上）	射水市八幡町二丁目12番26号				○	40人
9	八幡町市営住宅2・3・4号棟（2階以上）	射水市八幡町二丁目12番38号				○	120人
10	川の駅新湊（2階以上）	射水市立町1番26号				○	150人
11	第一イン新湊（2階以上）	射水市善光寺18番4号				○	511人
12	ケアハウス万葉（2階以上）	射水市七美882番地1				○	1,017人
13	本町サポートセンター(2階以上）	射水市本町三丁目17番8号				○	840人
14	ケアハウス海王（2階以上）	射水市海王町25番地				○	767人
15	アパガーデンパレスなかしんA・C棟(2階以上）	射水市中新湊17番1号				○	1,199人
16	姫野病院（2階以上）	射水市放生津町15番4号				○	1,350人
17	リアン放生津（2階以上）	射水市放生津町9番24号				○	815人
18	ラ・メール放生津（2階以上）	射水市放生津町3番15号				○	461人
19	旧・中伏木小学校（3階以上）	射水市庄西町二丁目12番50号	○		○	○	305人
20	庄西コミュニティセンター（2階以上）	射水市庄西町一丁目17番48号	○		○	○	725人
21	新湊コミュニティセンター（2階以上）	射水市本町一丁目12番24号	○		○	○	299人
22	富山県立新湊高等学校（2階以上）	射水市西新湊21番10号	○		○	○	5,624人
23	いきいき長寿館	高岡市下牧野385番地1			○	○	366人
24	新湊交流会館（2階以上）	射水市三日曽根9番18号	○		○	○	187人
25	新湊中央文化会館（2階以上）	射水市三日曽根3番23号	○		○	○	3,819人
26	新湊小学校（2階以上）	射水市桜町6番1号	○		○	○	3,905人
27	放生津小学校（2階以上）	射水市中新湊23番10号	○		○	○	3,241人
28	放生津コミュニティセンター（2階以上）	射水市立町10番20号	○		○	○	456人
29	新湊中学校（2階以上）	射水市八幡町三丁目14番4号	○		○	○	5,148人
30	塚原小学校（2階以上）	射水市松木715番地	○		○	○	2,260人
31	塚原コミュニティセンター	射水市松木761番地			○	○	470人
32	作道小学校（2階以上）	射水市作道913番地	○		○	○	2,274人

表 1(2)　指定緊急避難場所

№	施設名	住所	対象とする異常な現象				収容可能人数※６
			洪水	崖崩れ、土石流及び地滑り	地震	津波	
	※１		※２	※３	※４	※５	
33	新湊南部中学校（2階以上）	射水市鏡宮193番地1	○		○	○	2,881人
34	作道コミュニティセンター	射水市作道908番地			○	○	594人
35	新湊総合体育館・新湊武道館（2階以上）	射水市久々湊467番地			○	○	2,030人
36	射水市役所布目分庁舎別館（2階以上）	射水市布目1番地	○		○	○	624人
37	片口小学校（2階以上）	射水市片口高場48番地	○		○	○	2,603人
38	片口コミュニティセンター（2階以上）	射水市片口高場175番地1	○		○	○	171人
39	ビレッジハウス片口１号棟、２号棟（2階以上）	射水市片口高場242番地2				○	350人
40	堀岡小学校（2階以上）	射水市海竜町118番地2	○		○	○	386人
41	射北中学校（2階以上）	射水市堀岡古明神20番地	○		○	○	3,318人
42	堀岡コミュニティセンター	射水市射水町一丁目17番地1	○		○	○	1,175人
43	海竜スポーツランド（2階以上）	射水市海竜町29番地	○		○	○	1,225人
44	東明小学校（2階以上）	射水市海老江七軒1347番地	○		○	○	2,950人
45	海老江コミュニティセンター（2階以上）	射水市海老江1082番地	○		○	○	400人
46	富山高等専門学校・射水キャンパス（2階以上）	射水市海老江練合1番地2	○		○	○	5,825人
47	本江コミュニティセンター（2階以上）	射水市本江北142番地	○				137人
48	足洗老人福祉センター（2階以上）	射水市足洗新町一丁目5番地	○		○	○	565人
49	七美コミュニティセンター	射水市七美1258番地	○				298人
50	富山県立小杉高等学校（2階以上）	射水市三ケ1520番地1	○		○		5,235人
51	三ケコミュニティセンター	射水市三ケ1045番地1	○		○		430人
52	小杉小学校	射水市戸破4100番地	○		○		5,760人
53	小杉中学校	射水市戸破2013番地	○		○		8,861人
54	戸破コミュニティセンター	射水市戸破2917番地1	○		○		502人
55	小杉文化ホール	射水市戸破1500番地	○		○		3,768人
56	小杉体育館	射水市黒河712番地	○				3,005人
57	小杉総合体育センター	射水市戸破3111番地	○		○		4,589人
58	橋下条コミュニティセンター	射水市橋下条1771番地	○	○	○		688人
59	金山小学校	射水市青井谷1648番地	○	○	○		2,089人
60	金山コミュニティセンター	射水市青井谷1648番地	○	○	○		393人
61	クリーンピア射水（2階以上）	射水市西高木1150番地	○		○	○	736人
62	ミライクル館プラザ棟（2階以上）	射水市西高木1150番地	○		○	○	539人
63	大江コミュニティセンター	射水市大江201番地	○		○		699人
64	歌の森小学校	射水市黒河560番地			○		4,081人

表 1(3)　指定緊急避難場所

№	施設名	住所	対象とする異常な現象				収容可能人数※６
			洪水	崖崩れ、土石流及び地滑り	地震	津波	
	※１		※２	※３	※４	※５	
65	富山県立大学	射水市黒河５１８０番地			○		24,383人
66	黒河コミュニティセンター	射水市黒河３１０６番地			○		748人
67	池多コミュニティセンター	射水市池多６３３番地			○		529人
68	太閤山小学校	射水市橋下条９２６番地			○		6,269人
69	太閤山コミュニティセンター	射水市太閤山8丁目4番地1			○		699人
70	中太閤山小学校	射水市中太閤山11丁目3番地			○		5,688人
71	中太閤山コミュニティセンター	射水市中太閤山19丁目1番地			○		497人
72	南太閤山コミュニティセンター	射水市中太閤山13丁目3番地1			○		532人
73	小杉南中学校	射水市南太閤山1丁目2番地			○		6,027人
74	小杉ふれあいセンター	射水市南太閤山17丁目1番地			○		756人
75	大門中学校（2階以上）	射水市二口２５８番地	○		○		3,256人
76	大門小学校（2階以上）	射水市二口４１７番地1	○		○		3,395人
77	二口コミュニティセンター（2階以上）	射水市二口３０５１番地	○		○		98人
78	大門総合体育館（2階以上）	射水市二口３１４２番地	○		○		682人
79	富山県立大門高等学校（2階以上）	射水市二口1番地2	○		○		5,426人
80	子ども子育て総合支援センター（3階以上）	射水市二口１０８１番地	○		○		661人
81	大門総合会館（3階以上）	射水市大門６７番地	○		○		1,995人
82	大門コミュニティセンター	射水市大門１６４番地2			○		312人
83	大門農村環境改善センター・コミュニティセントー（2階以上）	射水市串田１３９５番地	○	○	○		179人
84	櫛田コミュニティセンター（2階以上）	射水市串田８６４番地1	○	○	○		95人
85	浅井コミュニティセンター（2階以上）	射水市島１３９４番地1	○		○		146人
86	水戸田コミュニティセンター	射水市生源寺５３２番地3		○	○		679人
87	大島コミュニティセンター（2階以上）	射水市小島７０３番地	○				315人
88	大島社会福祉センター（2階以上）	射水市小島７００番地1	○				836人
89	アプリオ3階屋上駐車場（2階以上）	射水市小島３７２４番地	○				6,500人
90	大島小学校（2階以上）	射水市小島６７５番地1	○		○		5,193人
91	大島農村環境改善センター（2階以上）	射水市大島北野２５２番地	○		○		160人
92	特別養護老人ホーム　すずらん4階会議室等（2階以上）	射水市大島北野３３番地	○		○		64人
93	いみず野農業協同組合　本店3階大ホール（2階以上）	射水市北野１５５５番地1	○		○		205人
94	大島体育館（2階以上）	射水市新開発３００番地	○		○		611人
95	下村小学校	射水市加茂中部１０５１番地	○		○	○	2,778人

表 1(4)　指定緊急避難場所

№	施設名	住所	対象とする異常な現象				収容可能人数※６
			洪水	崖崩れ、土石流及び地滑り	地震	津波	
	※１		※２	※３	※４	※５	
96	下村体育館	射水市加茂中部843番地	○		○	○	857人
97	下村コミュニティセンター	射水市加茂中部893番地	○				1,009人
		合　　計	61施設	6施設	71施設	51施設	186,785人

※１　施設名に括弧書きで階数が記載してある施設は、想定される災害から安全を確保するための必要な階数とする。

※２　洪水による緊急避難が想定される区域における一時的な避難場所として、現行の浸水想定に基づき、安全が確保される施設とする。

※３　崖崩れ、土石流及び地滑りによる緊急避難が想定される区域における一時的な避難場所として、現行の区域指定に基づき、安全が確保される施設とする。

※４　地震による緊急避難が想定される区域における一時的な避難場所として、現行の想定に基づき、安全が確保される施設とする。

※５　津波による緊急避難が想定される区域における一時的な避難場所として、現行の浸水想定に基づき、安全が確保される施設とする。

※６　収容可能人数は、使用できない箇所及び通路等を考慮し、延べ床面積の７０％を有効面積とし、一人当たりの専有面積を１㎡とする。
ただし、№１～１８、３９の津波避難ビル及び各施設の屋上部分については、延べ床面積を有効面積とする。
避難場所収容可能人数＝建物延べ床面積×有効面積（70％）÷専有面積（1㎡）

※７　公示日：平成30年4月19日

表２(1)　指定避難所

№	施設名	住所	避難所種別	指定緊急避難場所との重複	収容可能人数
			※１	※２	※３
1	旧・中伏木小学校	射水市庄西町二丁目12番50号	1次	○	999人
2	庄西コミュニティセンター	射水市庄西町一丁目17番48号	1次	○	334人
3	新湊西部保育園	射水市庄西町2丁目12番41号	2次		205人
4	新湊コミュニティセンター	射水市本町一丁目12番24号	1次	○	302人
5	富山県立新湊高等学校	射水市西新湊21番10号	1次	○	3,773人
6	いきいき長寿館	高岡市下牧野385番地1	1次	○	183人
7	旧・新湊保健センター	射水市本町二丁目10番18号	2次		404人
8	新湊保育園	射水市本町一丁目10番34号	2次		352人
9	新湊交流会館	射水市三日曽根9番18号	1次	○	257人
10	新湊中央文化会館	射水市三日曽根3番23号	1次	○	3,807人
11	新湊中部保育園	射水市三日曽根3番1号	2次		315人
12	新湊小学校	射水市桜町6番1号	1次	○	2,527人
13	放生津小学校	射水市中新湊23番10号	1次	○	2,160人
14	放生津コミュニティセンター	射水市立町10番20号	1次	○	234人
15	放生津保育園	射水市中新湊17番10号	2次		314人
16	新湊中学校	射水市八幡町三丁目14番4号	1次	○	2,796人
17	八幡保育園	射水市八幡町二丁目12番56号	2次		277人
18	新湊ふれあい会館	射水市八幡町二丁目3番30号	2次		168人
19	塚原小学校	射水市松木715番地	1次	○	1,702人
20	塚原コミュニティセンター	射水市松木761番地	1次	○	235人
21	塚原保育園	射水市松木633番地	2次		314人
22	高岡地区陸運事業協同組合	射水市沖塚原747番地1	2次		285人
23	作道小学校	射水市作道913番地	1次	○	1,828人
24	新湊南部中学校	射水市鏡宮193番地1	1次	○	2,628人
25	作道コミュニティセンター	射水市作道908番地	1次	○	297人
26	新湊総合体育館・新湊武道館	射水市久々湊467番地	1次	○	3,001人
27	新湊農村環境改善センター	射水市鏡宮301番地	1次		333人
28	射水市役所布目分庁舎別館	射水市布目1番地	1次	○	473人
29	新湊作道保育園	射水市殿村115番地	2次		414人
30	片口小学校	射水市片口高場48番地	1次	○	1,864人
31	片口コミュニティセンター	射水市片口高場175番地1	1次	○	295人
32	片口保育園	射水市高場新町二丁目75番地	2次		546人

表２(2)　指定避難所

№	施設名	住所	避難所種別	指定緊急避難場所との重複	収容可能人数
			※１	※２	※３
33	堀岡小学校	射水市海竜町１１８番地2	１次	○	1,671人
34	射北中学校	射水市堀岡古明神２０番地	１次	○	2,834人
35	堀岡コミュニティセンター	射水市射水町一丁目１７番地1	１次	○	363人
36	海竜スポーツランド	射水市海竜町２９番地	１次	○	1,123人
37	堀岡保育園	射水市海竜町１１８番地4	２次		422人
38	東明小学校	射水市海老江七軒１３４７番地	１次	○	2,101人
39	海老江コミュニティセンター	射水市海老江１０８２番地	１次	○	228人
40	富山高等専門学校・射水キャンパス	射水市海老江練合1番地2	１次	○	4,730人
41	海老江児童センター	射水市東明東町3番地5	２次		112人
42	海老江こども園	射水市海老江１０５７番地	２次		399人
43	本江コミュニティセンター	射水市本江北１４２番地	１次	○	152人
44	本江体育館	射水市本江北１４２番地	１次		173人
45	足洗老人福祉センター	射水市足洗新町1丁目5番地	１次	○	238人
46	旧・本江幼稚園	射水市本江北１４２番地	２次		160人
47	七美コミュニティセンター	射水市七美１２５８番地	１次	○	172人
48	七美体育館	射水市七美１０１４番地	１次		174人
49	七美幼稚園	射水市七美１０１４番地	２次		159人
50	富山県立小杉高等学校	射水市三ケ１５２０番地1	１次	○	3,884人
51	三ケコミュニティセンター	射水市三ケ１０４５番地1	１次	○	215人
52	小杉西部保育園	射水市三ケ９３３番地1	２次		303人
53	三ケ児童館	射水市三ケ９３３番地1	２次		67人
54	生涯学習センター	射水市三ケ１７６９番地１０	２次		226人
55	小杉小学校	射水市戸破４１００番地	１次	○	2,880人
56	小杉中学校	射水市戸破２０１３番地	１次	○	4,060人
57	戸破コミュニティセンター	射水市戸破２９１７番地1	１次	○	251人
58	小杉文化ホール	射水市戸破１５００番地	１次	○	1,999人
59	小杉体育館	射水市黒河７１２番地	１次	○	1,502人
60	小杉総合体育センター	射水市戸破３１１１番地	１次	○	2,355人
61	小杉東部保育園	射水市戸破２４７５番地	２次		309人
62	戸破児童館	射水市戸破２４７５番地	２次		66人
63	小杉地区センター	射水市戸破１０３２番地3	２次		251人
64	あおい幼稚園	射水市戸破４４０１番地1	２次		390人

表２(3)　指定避難所

№	施設名	住所	避難所種別	指定緊急避難場所との重複	収容可能人数
			※１	※２	※３
65	橋下条コミュニティセンター	射水市橋下条1771番地	1次	○	344人
66	金山小学校	射水市青井谷1648番地	1次	○	1,044人
67	金山コミュニティセンター	射水市青井谷1648番地	1次	○	215人
68	金山保育園	射水市青井谷8番地	2次		156人
69	大江コミュニティセンター	射水市大江201番地	1次	○	349人
70	大江保育園	射水市大江1464番地	2次		182人
71	歌の森小学校	射水市黒河560番地	1次	○	2,040人
72	富山県立大学	射水市黒河5180番地	1次	○	12,191人
73	黒河コミュニティセンター	射水市黒河3106番地	1次	○	374人
74	黒河保育園	射水市黒河3107番地6	2次		239人
75	池多コミュニティセンター	射水市池多633番地	1次	○	264人
76	池多保育園	射水市池多641番地	2次		104人
77	太閤山小学校	射水市橋下条926番地	1次	○	3,134人
78	太閤山コミュニティセンター	射水市太閤山8丁目4番地1	1次	○	349人
79	太閤山あおい園	射水市太閤山8丁目4番地2	2次		634人
80	中太閤山小学校	射水市中太閤山11丁目3番地	1次	○	2,844人
81	中太閤山コミュニティセンター	射水市中太閤山19丁目1番地	1次	○	255人
82	千成保育園	射水市中太閤山11丁目2番地	2次		373人
83	太閤山児童館	射水市中太閤山13丁目3番地	2次		68人
84	杉の子保育園	射水市中太閤山11丁目4番地	2次		314人
85	南太閤山コミュニティセンター	射水市中太閤山13丁目3番地1	1次	○	326人
86	小杉南中学校	射水市南太閤山1丁目2番地	1次	○	3,013人
87	小杉ふれあいセンター	射水市南太閤山17丁目1番地	1次	○	378人
88	あいあい保育園	射水市南太閤山3丁目2番地1	2次		252人
89	第三あおい幼稚園	射水市南太閤山12丁目22番地	2次		260人
90	大門中学校	射水市二口258番地	1次	○	3,577人
91	大門小学校	射水市二口417番地1	1次	○	3,767人
92	二口コミュニティセンター	射水市二口3051番地	1次	○	278人
93	大門総合体育館	射水市二口3142番地	1次	○	1,124人
94	富山県立大門高等学校	射水市二口1番地2	1次	○	3,926人
95	子ども子育て総合支援センター	射水市二口1081番地	1次	○	899人
96	大門わかば幼稚園	射水市二口427番地1	2次		568人

表２(4)　指定避難所

№	施設名	住所	避難所種別	指定緊急避難場所との重複	収容可能人数
			※１	※２	※３
97	保健センター	射水市中村３８番地	２次		３６５人
98	大門きらら保育園	射水市中村１１１番地１	２次		６５４人
99	大門総合会館	射水市大門６７番地	１次	○	１,６６５人
100	大門コミュニティセンター	射水市大門１６４番地２	１次	○	１５６人
101	大門農村環境改善センター・コミュニティセントー	射水市串田１３９５番地	１次	○	７９９人
102	櫛田コミュニティセンター	射水市串田８６４番地１	１次	○	６２５人
103	浅井コミュニティセンター	射水市島１３９４番地１	１次	○	６４３人
104	水戸田コミュニティセンター	射水市生源寺５３２番地３	１次	○	３３９人
105	水戸田保育園	射水市生源寺１２７番地１	２次		３７５人
106	大島コミュニティセンター	射水市小島７０３番地	１次	○	３９８人
107	大島社会福祉センター	射水市小島７００番地１	１次	○	７５８人
108	射水おおぞら保育園	射水市小島５１６番地１	２次		６６８人
109	大島小学校	射水市小島６７５番地１	１次	○	３,５８６人
110	大島農村環境改善センター	射水市大島北野２５２番地	１次	○	３４５人
111	大島南部保育園	射水市北野１４９４番地２	２次		１５２人
112	大島体育館	射水市新開発３００番地	１次	○	１,３８８人
113	大島中央公園コミュニティ体育館	射水市新開発４２４番地	２次		１６８人
114	大島つばさ保育園	射水市新開発３８０番地１	２次		４００人
115	下村小学校	射水市加茂中部１０５１番地	１次	○	１,３０９人
116	下村体育館	射水市加茂中部８４３番地	１次	○	４２８人
117	下村コミュニティセンター	射水市加茂中部８９３番地	１次	○	５０４人
118	下村保育園	射水市加茂中部８１７番地１	２次		２６９人
		合　　計	１次：７６施設 ２次：４２施設	７３施設	１２７,４２６人

※１　１次：第１次避難所として、災害発生時において第１次に開設する避難所で、主に小学校、中学校、高等学校、市コミュニティセンターとする。
　　２次：第２次避難所として、第１次避難所に収容しきれない場合等において第２次に開設する避難所で、第１次避難所を除く市有施設、民間施設等とする。

※２　指定緊急避難場所は、当該地区において想定される特定の災害が発生した場合に緊急的に一時避難する場所を指す。

※３　収容可能人数は、使用できない箇所及び通路等を考慮し、延べ床面積の７０％を有効面積とし、一人当たりの専有面積を２㎡とする。
　　避難所収容可能人数＝建物延べ床面積×有効面積（７０％）÷専有面積（２㎡）

※４　公示日：平成３０年４月１９日